

平成29年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成29年 3月 8日(水曜日)

午前9時30分開議

- 第11 議案第13号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第17号 訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 7号 平成29年度訓子府町一般会計予算について
- 第14 議案第 8号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第15 議案第 9号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第16 議案第10号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第17 議案第11号 平成29年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第18 議案第12号 平成29年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第19 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第16号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第19号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議案第13号、議案第17号、議案第 7号、議案第 8号、議案第 9号
議案第10号、議案第11号、議案第12号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第11、議案第13号、日程第12、議案第17号、日程第13、議案第7号、日程第14、議案第8号、日程第15、議案第9号、日程第16、議案第10号、日程第17、議案第11号、日程第18、議案第12号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第13号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書83ページです。

町民課長。

○町民課長（原口周司君） 議案書の83ページをお開き願います。

議案第13号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、主に昨年3月31日の地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、施行期日の関係から条例改正の留保をしていた項目について、町税条例等の一部を改正するものであります。

改正する項目の中には、施行日が2年以上先のものもありますが、今後の地方税法改正の対応がスムーズに行うことができるよう、今回、法改正の進捗に合わせる意味合いもございますのでご理解をお願いいたします。

町税条例（昭和25年条例第8号）等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

別紙として、次のページ、84ページになります。

町税条例等の一部を改正する条例ということで、以下、改正条文を記載しておりますが、90ページの町税条例等の一部を改正する条例の概要により、改正内容を説明させていただきます。90ページをご覧いただきたいと思っております。

それでは、第1条による改正の項目1、町民税の申告ですが、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行により「仮認定特定非営利活動法人」が「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更されたことに伴う規定の整備であります。

意味合いとしましては、この仮認定特定非営利活動法人に寄付行為をした場合に所得税の優遇措置がありまして、その関連で町税条例の条文に文言規定があることから改正するものであります。

改正条項につきましては、第36条で字句を改めております。議案書では84ページの上、第1条表記から3行にわたって記載しております。

すいません、90ページに戻っていただきまして、次に、項目2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除ですが、地方税法改正に伴う個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う規定の整備ということで、消費税率10%への引き上げが2年半延期されたことに伴いまして、現行の住宅ローン控除制度についても2年半延期され、それに伴う規定の整備であります。

住宅ローン控除制度につきましては、消費税率の引き上げに合わせて拡充されてきた経緯があり、今回延期されたものです。

改正条項については、附則第7条の3の2で必要な字句を改めております。議案書では84ページの上から6行目から2行にわたって記載しております。

また90ページに戻っていただきまして、次に、項目3、軽自動車税の税率の特例ですが、消費税率引き上げの延期および環境性能にすぐれた自動車の普及促進などから、今年度から実施されている軽自動車のグリーン化特例がさらに1年延長されたことに伴う規定の整備であります。

軽自動車のグリーン化特例につきましては、新規に登録を受ける三輪以上の車両について排ガス性能と燃費性能の度合いに応じて税額を軽減するものであります。

改正条項については、附則第16条で期間を延長するために必要な字句を改めております。議案書では、84ページの上から8行目から13行にわたって記載しております。

次に、91ページになります。

次に、第2条による改正の項目1、軽自動車税が種別割と環境性能割となることによる改正ですが、消費税率10%への引き上げが2年半延期され、平成31年10月に実施されますが、それに伴い、現行の自動車取得税、道税になりますが、廃止されて、それに変わりグリーン化機能を維持・強化する目的で軽自動車税、町税になりますが、環境性能割が新たに導入され、従来の税率を踏襲する種別割とこの環境性能割の2種類にするための規定の整備であります。

種別割につきましては、従来どおり軽自動車の所有者に課税されるのに対し環境性能割については、自動車取得税と同じく、軽自動車の取得者に課税されるものであります。

改正条項については、第18条の3と第19条の字句の改正を含め、概要に記載しておりますとおり、23にわたる条項および附則の改正により、種別割と環境性能割の課税標準、税率、減免規定など、必要な項目を追加規定しております。議案書では84ページの下から17行目、第2条という表記から88ページの5行目にわたって記載しております。

それから次に92ページになります。

次に、項目2、法人税割の税率ですが、消費税率10%への引き上げが2年半延長されたことに伴い、法人町民税、法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるための規定の整備であります。

これは、地方法人課税の偏在是正、偏りを直すことを図るため、地方税で引き下げた分を平成26年度に創設された地方法人税、これは国税になります。この税率を引き上げ、それを地方交付税の財源として、地方団体の財政力格差の縮小を図ることを目的とするものであります。

改正条項については、第34条の4で税率を改めております。議案書では84ページの下から13行目に記載しております。

92ページに戻りまして、次に、第3条による改正の項目1、軽自動車税が種別割と環境性能割となることによる改正ですが、これは先ほど第2条による改正の項目1の改正により、第82条の第2号の列記事項の表記内容が変わったことから、これを引用している平成26年一部改正条例の附則の表の左欄の字句を改めるものです。

改正条項については、附則第6条で字句と表を改めております。議案書では88ページの下から6行目、第3条の表記から89ページの1行目にわたって記載しております。

また92ページの方に戻りまして、次に、第4条による改正の項目1、第2条による町税条例第19条の改正に伴う読み替え規定の改正ですが、平成27年一部改正条例の附則第5条第7項において、たばこ税の経過措置の規定の表の中に今回新設する軽自動車税の申告書に関連する字句があることから表内の字句を改めるものです。議案書では、89ページの2行目、第4条の表記から3行にわたって記載しております。

最後に、同じく89ページの中段の附則であります。第1条では、施行期日を定めております。第1号では、住宅ローン控除制度の延長については、本条例の公布の日に。第2号では、軽自動車税、法人町民税、町たばこ税の関連および附則第4条については、平成31年10月1日とするものであります。

第2条では、町民税に関する経過措置について、平成31年10月1日以前に開始した事業年度分は、従前の例によるものとしております。

第3条では、軽自動車税のグリーン化特例については、平成29年度分のみ適用する旨を。

さらに第4条では、改正後の新条例の環境性能割の適用は、平成31年10月1日以後の取得とすること。また、種別割については、平成32年度以降の税について適用し、平成31年度分までの税については、従前の例によるものとしております。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第17号 訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書109ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案第17号の提案説明を申し上げます。議案書109ページをお開きください。

議案第17号 訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例（昭和44年条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、説明にありますとおり牧場使用料の改定および現在の町営牧場における管理、運営実態に合わせ、所要の改正をするものでございます。

改正条例の内容は、記以下に記載しておりますが、説明につきましては110ページ、111ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず第3条では、用途別の面積を規定しておりますが、表中「採草地の面積90.5ヘクタールを54.67ヘクタール」に「放牧採草地兼用地の面積63.5ヘクタールを99.33ヘクタール」に改正するものです。

第7条では、利用の方法および期間について定めておりますが、第1項、現行では放牧期間を「毎年5月25日から10月15日まで、舎飼いの期間は、毎年10月16日から5月24日まで」と定めておりますが、現在冬期間の舎飼いは実施してないことから、「放牧の期間は、5月1日から10月31日まで」に改正、また、今後、舎飼いを行わないため、第3項中「舎飼い」を削除するものでございます。

第8条では、使用料を定めておりますが、各区分ごとの使用料を現行より10円値上げすることとし、第1号で放牧料牛一頭につき、生後6か月以上16か月未満を180円に、16か月以上24か月未満を260円に、24か月以上を260円に、馬1日1頭につき、2歳未満を120円に、2歳以上を180円にそれぞれ改め、第2号では舎飼料を規定しておりますが、舎飼いを実施いたしませんので全文削除し、111ページ、第3号採草地使用料を第2号に繰り上げ、第3項では、通年利用する者の使用料に関し規定しておりますが、通年利用は行いませんので全文削除し、第4項を第3項に繰り上げいたします。

第10条では、利用の変更の許可について規定しておりますが、第1項第1号および第2号において「舎飼い」の表現の部分を削除いたします。

第14条では「事故の免責」について規定しておりますが、現行条文では、「牧場に放牧又は舎飼いをした家畜が疾病又は、災害等の事故によって障害を受け、若しくはへい死した場合においても、町は、その責を負わない」となっておりますが、改正条文では「牧場に放牧をした家畜が疾病又は、災害等の事故によって障害を受け、若しくはへい死した場合は、牧場の管理に瑕疵があった場合を除き、町は、その責を負わない」と改正するものでございます。

別表につきましては、草地の面積434.5ヘクタールを423.2ヘクタールに、建物の看視舎6棟を看視舎1棟にそれぞれ改めます。

109ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第7号 平成29年度訓子府町一般会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書2ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案第7号 平成29年度訓子府町一般会計予算について説明いたしたいと思っております。

内容につきましては、事前に配布しております「各会計予算案の説明資料」と「平成29年度各会計予算書」の2冊で説明になります。

なお、説明の中で前年あるいは昨年と表現する部分がありますが、これは平成28年度を指すもので、本年度と表現するのは平成29年度、来年度の分ということでご理解願いたいと思っております。

それでは早速説明に入りますけれども、まず説明資料の方をご覧くださいと思います。

1 ページには、予算案の概要を記載しておりますけれども、国の地方財政対策として一般財源の総額は増額になっておりますけれども、その実は地方税や地方譲与税の増額であり、「まち・ひと・しごと創生事業」に関係した予算は引き続き確保されてはいるものの本町の大きな財源であります地方交付税や臨時財政対策債においては、抑制傾向にあるということで、好転は見込めないという状況になってございます。

一方、歳出におきましては、スポーツセンターおよび青年研修館の取り壊しと実施設計、それと幸栄団地の整備、橋梁^{きょうりょう}の修繕、農業基盤整備事業負担金などの投資的経費の計上と今後予定される農業基盤整備事業に備えた基金造成などによりまして、昨年同様「まちづくりと財政健全化を両立させた行財政の均衡」ということに重点をおいた予算編成となっております。

その結果、本年度の一般会計の予算総額は48億5,940万円で、前年対比でいきますと1.6%の増ということになってございます。

その款ごとの予算額と伸び率につきましては、5 ページの下の表、これの歳出をご覧くださいと思いますけれども、まず議会費では、昨年度の道外の視察研修費の減額分が大きくて3.4%の減というふうになってございます。

総務費では、役場庁舎屋上の防水改修、あと前段で若干触れましたけれども、社会資本整備基金の農地整備区分への積み立てなどで大きく38.4%の伸びとなっております。

民生費では、自立支援サービス事業が大きく、国保会計への繰出金や児童手当支給事業の減などを差し引いても5.9%の伸びという状況になります。

次に、農林水産業費では、農業基盤整備事業の伸びはあるものの、大きくは畜産競争力強化対策事業補助金がなくなった、去年で終わったということで差し引き30.9%の減となっております。

土木費では、幸栄団地整備、穂波団地改修、橋梁長寿命化修繕などで6.4%の伸び。

消防費では、昨年度、防災倉庫の建設、それと消防組合本部庁舎建設負担金、通信指令システム更新事業負担金などの終了で34.8%の減となっております。

教育費では、スポーツセンターおよび青年研修館解体と実施設計、こども園運営事業の保育士確保などで12.7%の伸びとなっております。

公債費におきましては、スキー場の整備、穂波伸通線整備、消防ポンプ自動車などの償還終了に伴いまして8.3%の減となっております。

給与費では、給与改定や欠員補充などにより0.9%の伸びとなっております。

8 ページには、各会計の人件費の資料を載せておりますけれども、一番下の合計欄の右から4列目の8億2,956万円が一般会計と特別会計の人件費の総額になります。

これらの具体的な内容等につきましては、歳出の予算の中で説明したいと思っております。

次に、隣のページの9 ページをご覧くださいと思いますけれども、この表は、基金の保有状況を一覧にしたものでございまして、表の一番下から4行目の右側、41億3,929万8千円が一般会計の平成29年度末の基金保有見込額であります。また、前段の予算概要の中でも説明したように、農地整備基金は基金種別の3の⑦の欄の右から3列目

の積立額にありますように5億7千万円を一番上のですね、財政調整基金1の①とあると思うんですけども、その中の一部を取り崩して積み替えるという状況になっております。

10ページからは投資的事業、15ページからは補助奨励費、20ページからは扶助費、これらには事業内容や事業量、財源内訳等を記載しております。24、25ページについては平成29年度における債務負担行為の支出予定額を一覧にしてございます。

あと46ページから後ろのページに投資的事業箇所図を添付しておりますので、それ後でご覧をいただきたいと思っております。

この後の予算の内容につきましては、新規事業など特別なものを中心に説明をしていきたいと思っております。

それでは予算書の方の説明をしていきたいと思っておりますので、2ページの方をご覧いただきたいと思っております。

議案第7号 平成29年度一般会計予算。

平成29年度訓子府町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億5,940万円と定める。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は3ページから12ページにあります第1表 歳入歳出予算によることを規定しておりますけれども、これはご覧いただくこととしまして、その内容は後ほど17ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

第2条と第3条では、債務負担行為と地方債について定めでございますけれども、これにつきましても、後ほど13ページの第2表と14ページの第3表で説明をさせていただきます。

第4条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額を昨年度同様5億円としているものでございます。

それでは、13ページ、第2表になります。

債務負担行為についてでございますけれども、これは債務負担行為の承認をいただくとするものでありますけれども、本年度は5項目ございます。

一つ目が季節労働者生活資金貸付金利子補給及び損失補償については、一人20万円を限度とする生活資金貸付に対する利子補給率2.55%とその貸付償還に対する回収ができない場合の損失額を限度額としまして、期間を平成29年度から平成30年度とするものでございます。これ例年あるものでございます。

二つ目は、北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業で町外から訓子府高校へ通学する新入学生徒のバス運賃に対する補助で卒業するまでの分の限度額を1,231万2千円、期間を平成29年度から平成31年度に設定するものでございます。

三つ目は、北海道訓子府高等学校修学旅行費支援対策事業で、本年度入学する生徒の1年後の修学旅行に対する補助で、限度額を120万円とし期間を平成29年度から30年度に設定するものです。

そして四つ目は、空き家活用定住対策事業で、事業の詳細は歳出のところで説明いたしますけれども、本年は3件分を想定し限度額を750万円としております。期間は平成29年度から平成34年度までとするものです。

最後に五つ目は、民間提案型住宅整備事業で、床面積が70㎡以上で8戸の集合住宅を

想定しております。これは民間業者の設計提案により建設し、町で1億500万円を上限に購入するというものでございまして、期間は平成29年度から平成30年度に設定するものでございます。

次、隣のページの14ページ、これは第3表 地方債になります。本年度に予定しております起債の本数は10件、総額で5億1,040万円ですけれども、この中で橋梁長寿命化修繕事業においては、過疎債分560万円と辺地債分800万円、これ2本に分かれますので、実質の借り入れ本数としては11本になります。借り入れは証書借入、利率は5%以内とするものでございます。

あと15ページ、16ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額と財源内訳を掲載しておりますけれども、これはご覧いただくこととしたいと思います。

17ページからは、事項別明細書になりますけれども、歳入歳出とも特徴的な部分について、先ほど言いましたように説明させていただきたいと思います。

それでは、17ページをお開き願いたいと思います。17ページから歳入になります。まず上の表になります。

1款、1項、1目の町民税の個人、昨年の均等割実績人数を勘案し計上したほか、所得割においては、税率为6%と譲渡所得分3%、所得税との調整が生じる住宅ローン控除分を昨年度の実績額としまして73万円を減額計上しております。その結果、現年度課税総額では、昨年より498万円減の2億2,154万5千円の計上となっております。

その下の法人では、農業生産法人14法人を含み全90法人で184万2千円増の2,749万8千円の計上でございます。

次に、下の表になります。

2項、1目の固定資産税、これは主に個人や法人の大型の太陽光発電施設により償却資産の課税標準額の伸びがありましたので768万9千円増の2億1,976万1千円の計上となっております。

次のページ、19ページの真ん中の表の3項、1目の軽自動車税、これは2年間にわたる税率変更が落ち着いたということもございまして、実績に基づき1,895万7千円の計上でございます。

次に、一番下の表の4項、1目、町たばこ税は、紙巻きたばこの税率が昨年から上がったことによりまして若干増えましたが、全般的に喫煙率の低下により136万9千円減の3,547万円を計上しております。

次に、21ページになります。

これは3段目の表になりますけれども、2款、1項、1目の地方揮発油譲与税から23ページの上から4段目の表にあります8款、1項、1目、地方特例交付金までは国の地方財政計画や実績等を勘案して計上したものでございます。

そのまま23ページになります。

23ページの一番下、9款、1項、1目の地方交付税の普通交付税では、基準財政需要額で前年度実績による低減率や公債費等の償還見込みなどにより増減の調整を行い、さらに基準財政収入額に地方消費税分の300万円減を見込んだ結果、差し引き7千万円減の19億円で計上しております。なお、特別交付税につきましては前年と同額の1億円を見込み、地方交付税総額で20億円を計上しております。

次に、25ページ、2番目の表になります。

11款、1項、1目の農林水産業費分担金につきましては、それぞれの道営事業における受益者負担からパワーアップ分を引いた額の受益者分担金として1,634万7千円を計上しております。

次に、3段目の表になります。

11款、2項、1目、民生費負担金の2行目の老人福祉施設負担では、養護老人ホーム措置者の年間の費用負担で、これは2名分120万6千円を計上しております。

5行目の配食サービス事業利用者負担金では、これは一食当たり300円で延べ4,577食を見込み137万3千円を計上。その下の移送サービスでは、延べ474回で41万9千円を計上、一番下の除雪サービスでは、55世帯で7万3千円を計上しております。

次に、その下の2目の農林水産業費負担金の馬鈴薯集出荷施設維持費負担金では、固定資産税および火災保険料分の負担金を徴収するもので、28年度から10年間の見直しを行ったもので、本年度分169万4千円を計上しております。

その下の国営常盤地区総合農地開発事業負担金では、3名分の滞納分として13万円を計上しております。

さらにその下の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、この事業におけるパワーアップ事業の北見市の住民の分1名に係る北見市から入ってくる負担分4万円を計上しております。

次に、一番下の表の12款、1項、2目、民生使用料の児童クラブ保育料では、これは平均33名分の予算で93万6千円を計上しております。

26ページが一番下になります。

温泉保養センター使用料では、昨年度実績見込み延べ4万4,700人を想定し170万円増の1,251万5千円を計上しております。

次のページ、27ページの上の表になります。

4目の農業使用料の3行目、牧場使用料では、議案第17号の方で牧場使用料の改正を行いましたけれども、各10円の値上げを行いましたけれども、提案をしましたが、それ以上に町内牛の利用頭数の減が見込まれるということから19万円減の1,580万2千円の計上となっております。

その下の草地使用料では、条例で改正提案させていただいておりますが、採草地の番号でいいますとAからあるんですけども、D・E・Fを放牧地の先ほど説明ありましたように、転用を図ったということから、その分の63万円減の132万3千円の計上となっております。

次に、7目の教育使用料のこども園保育料では、これは入園見込数180名で積算しております。3,136万1千円の計上です。

その下の子育て応援保育料では、町内外の一時的な預かりに対する保育料で実績を勘案して24万円の計上となっております。

この表の一番下の保健体育施設使用料は、各施設の利用実績を勘案し、また、スポーツセンター取り壊しによる代替施設となる各学校の使用料が高いことから、今の時点では15万8千円増の502万5千円の計上をしているところでございます。

次のページ、29ページになります。

今度は13款、1項、1目の民生費国庫負担金の右側の方の一番上、障害者福祉費負担金では、障害者自立支援法に基づく自立支援給付事業に対する国庫負担金でございまして、説明欄に記載している各事業の歳出の2分の1の額を計上しております。主に介護給付費および訓練等給付費の伸びなどにより1,600万4千円増の1億50万9千円の計上となっております。

その下の国民健康保険基盤安定負担金では、国保事業の保険税軽減分を保険者支援分として交付されるものでございまして、道費負担と合わせて国保会計に繰り出すもので59万6千円を計上しております。

その下の児童手当負担金では、主に全体人数の減少と所得制限以上の世帯が増えたことから211万2千円減の5,340万円の計上となっております。

実は今年まだ、去年はあつて今年はなかったと思うんですけども、介護保険の軽減の負担金というの去年あったと思うんですけども、まだ制度的に固まって降りませんので、今年当初から載せておりませんので、その分がないということでご理解いただきたいと思っております。

次に、31ページの一番上の13款、2項、1目、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金では、カード交付に係る補助金でございまして、詳細の情報提供がまだないということから、全国と本町の人口の按分比率で積算しておりますので173万6千円を計上しております。

その下の2目、民生費国庫補助金の2節、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金では、地域での子育て支援および放課後児童健全育成事業に対して補助されるものでございまして436万2千円を計上しております。

次に、3目の衛生費国庫補助金の新たなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金では、がん検診の受診勧奨などにかかる事務費に対する補助となる予定ですが、詳細がこれは不明ですので科目計上のみとするものでございます。

続いて、4目の土木費国庫補助金の1節、住宅費補助金の公営住宅整備事業費補助金では、公営住宅建設分が3,505万円、公営住宅の改修分が2,540万円の合計で6,045万円を計上しております。

その下の2節、道路橋梁費補助金の橋梁長寿命化修繕事業では4,095万円、除雪グレーダー2,646万円、その合計で6,741万円を計上しております。

次に、下の表の14款、1項、1目、民生費道負担金の1節、社会福祉費負担金のうち、障害者福祉費負担金は800万2千円増の5,025万4千円となっておりますけれども、これは前段の国庫負担金のところでもご説明しましたように、障害者自立支援法に基づく自立支援給付事業に対する道負担金で、説明欄の次のページにまたがりまして、各事業の歳出のこれは4分の1の額の合計額となっております。

次に、真ん中当たりの2節の国民健康保険基盤安定負担金1,834万9千円につきましては、これも国庫負担金の中で説明したものと同様に国保会計に繰り出すというものでございます。

その下の3節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が行う低所得者等の保険料軽減に対して北海道が4分の3、それと市町村が4分の1を負担するもので、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもので、道費分4分の3

の1, 586万9千円を計上しております。

その下の4節、児童手当負担金につきましても、これも国庫負担金と同じで、道負担分として1, 230万円の計上になります。

次に、35ページの下の表になります。

14款、2項、2目の民生費道補助金の2節になります。児童福祉費補助金の一番下の子ども・子育て支援交付金は、国庫補助と同額の436万2千円を計上しております。

その下の方の4目の農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金の5行目になります。経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金とその下の北海道環境保全型農業直接支援対策事業費補助金は、これら事業に取り組む事務費の定額補助金でございます、200万円と30万円をそれぞれ計上しております。

その下の農業競争力基盤強化特別対策事業補助金では、道営農地整備事業に係る5地区のパワーアップの補助金で451万円を計上しております。

一つ飛ばしまして、農業経営高度化促進事業促進費補助金では、前段のパワーアップ対象事業費に対する促進費として962万3千円を計上しております。

その下の北海道青年就農給付金では、一昨年の1件の新規就農者に対します本年度3年目の給付金で225万円を計上しております。

次のページ、38ページの一番上の方になります。

地域草地基盤強化支援事業補助金につきましては、昨年、草地生産力向上支援特別対策事業補助金から名前が変わったものでございまして、さらに事業該当者が減ったということから130万9千円減の21万5千円の計上でございます。

その下の5目になりますけれども、教育費道補助金の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業補助金では、日出のみつばちクラブの活動および教育専門員の賃金に対する補助で事業費に対する3分の2の補助率で207万2千円を計上しております。

次に、一番下の表の15款、1項、1目、財産貸付収入の1節、土地建物貸付収入の町有住宅貸付料では、職員住宅および教員住宅の家賃で544万2千円を計上しております。

その下の土地貸付料では、町有地内の電柱、銀河線跡地利用、太陽光発電施設の用地、貸している用地に係る貸付料で64万3千円を計上しております。

その下の建物貸付料は、旧駅舎事務室スペース127.2㎡を商工会に貸し付けしているもので36万円を計上しております。

次に、2目の利子及び配当金の財政調整基金利子では、備荒資金組合の超過納付分利息288万5千円を含み、全体で327万3千円の計上になります。

次のページ、39ページになります。

一番上の表の15款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入では、町有林の皆伐材6,420㎥、それと間伐材1,100㎥の売払いで4,738万円を計上しております。

次に、2段目の表になります。

16款、1項、2目、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金では、これは昨日からもちょっとお話ししておりますけれども、前年度実績の見込みなどから推測し2千万円を減して3千万円を計上しております。

次に、3番目の表になります。

17款、1項の基金繰入金につきましては、先の予算概要の中でも説明したように、財政調整基金から将来の農業基盤整備事業に充てるため、農地整備基金というものをつくりまして、そこに振り替えた分5億7千万円を含めて、各基金総額で3億1,095万円増の7億4,852万円の計上となっております。

次のページが一番上になります。

2目の介護保険特別会計繰入金では、総合事業に移行することによりまして、地域支援事業が増えたということから510万4千円増の850万2千円を計上しております。

そして次のページ、43ページ、これも一番上の表になります。

19款、4項、1目の受託事業収入の2節、畜産担い手育成総合整備事業収入ですけれども、草地整備等事業受託金では、これは道補助金のところでも説明しました地域草地基盤強化支援事業補助金の対象事業に係る、これは受益者負担になりますので54万6千円を計上しております。

次に、真ん中の表の19款、5項、5目、雑入の一番上の方になります。学校給食材料費、これにつきましては、訓子府高校の入学者が増えたことと高校の希望者が増えたということから239万6千円増の2,803万6千円を計上しております。

中ほどのがん検診負担金につきましては、本年度よりがん検診の自己負担額の軽減を図ったことから86万7千円減の167万7千円を計上しております。

下から3行目になります。街路灯等LED化事業負担金では、昨年12月完成で本年1月からリース料が発生していますけれども、それに伴いまして平成29年度分の町内会連協の管理分264万円を計上しております。

その下のすこやかロード関連事業助成金では、昨年、住民の健康維持のためウオーキングコース6kmを町内に設定しておりますけれども、北海道健康づくり財団に認定されましたので、2年間にわたり助成を受けることになったもので15万円を計上しております。

一番下のその他雑入では、昨年度は3年に一度の職員の退職手当組合の事前納付金清算517万2千円があったことから、今年はそれがありませんので大きく減額の479万5千円を計上しております。

次に、一番下の表から次のページまたがっていくんですけども、20款、1項の町債になります。これは14ページの第3表で説明しました11本の町債、合わせて5億1,040万円となっております。内訳としましては、上水道の出資債が1本で1,500万円、過疎債7本で2億9,720万円、辺地債1本で800万円、ソフト事業の過疎地域自立促進特別事業債が1本で6,020万円、臨時財政対策債が1本で1億3千万円となっております。

以上で歳入の部分については終わります。

○議長（上原豊茂君） 時間がちょうど1時間近くになりますので、ここで午前10時35分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 47ページ、ここからは歳出の事項別明細になります。

歳出につきましても特徴的なもののみ説明させていただきます。

なお、歳出につきましても歳入同様左右が一体となっておりますが、右側の説明欄の一番右端については説明の中で事業区分と読んで説明していきます。

まず、1款、議会費になります。

1款、1項、1目、議会費の事業区分1. 議員人件費の職員手当等では、昨年度の期末手当の改定により20万3千円増の871万3千円を計上しております。

その下の共済費の議員共済会負担金では、負担率が100分の41.0から100分の39.7に下がったことから29万6千円減の927万1千円を計上しております。

その下の事業区分2. 議会運営費の報償費では、議会改革・活性化へのアドバイザー招聘および議会基本条例制定に向けた講演会開催で44万円を計上しております。

その下の旅費では、昨年度全議員の道外先進地視察研修を実施したことなどにより198万9千円減の78万7千円を計上しております。

次に、51ページからは総務費となります。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分1. 職員管理研修事業の報償費では、職員のストレスチェック実施後の医師による面接指導を5人分新たに設けたことから10万円増の40万円を計上しております。

旅費では、5年連続の自治大学校への派遣のほか、全国小さくても輝く自治体フォーラムに3名を派遣するなど16万3千円増の213万2千円を計上しております。

その下の事業区分3. 各種表彰事業の報償費その他報償金では、職員退職者および勤続表彰、非常勤特別職の対象者増により20万円増の48万円を計上しております。

その下の事業区分4. 総務一般管理事業の賃金、臨時事務員では、本年度は定年退職による期限付き職員がいないことから776万3千円減の37万8千円を計上しております。

次に、54ページの事業区分5. 各課共通事務管理事業の需用費では、各課の補助充当分が減ったことと印刷機借上げの消耗品を自賄とする契約変更や定期購入の事務用品の実績を勘案し274万9千円増の481万2千円を計上しております。

その下の委託料では、町例規類集電子化等業務では、本年度から、よりセキュリティを確保するため町内ネットワーク分断に伴いL G W A N接続に変更することに伴う使用料12万9千円増の218万5千円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料では、印刷機械借上の契約変更により消耗品を除くことにより209万円減の97万2千円を計上しております。

その下の事業区分6. 庁舎等維持管理事業の需用費修繕料では、庁舎前掲示板取替60万5千円、暖房ボイラー部品交換64万円、庁舎屋上防水改修4,834万1千円などで5,023万8千円を計上しております。

その下の光熱水費では昨年4月から電気料金の値上げがあり35万円増の1,065万円を計上しております。

一番下の備品購入費では、議会事務局のソファ2台13万7千円、マイナンバー用の国際規格レベル6を満たすマイクロ裁断シュレッダー1台79万7千円など合わせて116万4千円を計上しております。

次に、56ページの上の方になります。

事業区分7. 姉妹町交流事業の旅費では、昨年度は120年記念事業の関係で計上しておりませんでした。本年度は通常年に戻り産業まつりへ職員を派遣するものとし12万3千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の津野町交流事業推進協議会交付金では、津野町の産業まつりでの特産物提供などJAの協力があることから20万円減の80万円を計上しております。

次に、事業区分9. 情報管理事業では、需用費消耗品費で34台稼働しているプリンターの主にトナー代を実績に基づき50万円増の200万円を計上。

その下の印刷製本費では、町税などの帳票類の単価の値上げにより24万9千円増の160万6千円を計上しております。

その下の委託料では、昨年度情報セキュリティ対策業務などの終了に伴い3,294万7千円減の2,291万5千円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料の機械借り上げ料では、北海道自治体セキュリティクラウドの使用料119万7千円増の123万円を計上しております。

この自治体セキュリティクラウドについては、今まで各自治体ごとに個別にセキュリティ対策を行っていましたが、今後のマイナンバー制度利用増を踏まえ、全国一律に安全性を高めるため総務省が各自治体のインターネット接続ポイントを集約し管理するもので、北海道はHARP（北海道電子自治体強度運営協議会）が提供・保守を行います。

次に一番下の方の事業区分10. 各種積立金では、財政調整基金の積立金は歳入のところでもご説明しましたように利子分の積み立てで、ふるさとおもいやり基金積立金については、ふるさとおもいやり寄付金と同額を積み立てるものです。次のページにまたがりまして一番上から2行目、社会資本整備基金は、大きくは歳入のところでも説明しましたが、農業基盤整備事業の将来負担に備えるため5億7千万円の積み立てと利息分11万4千円を合わせて5億7,011万4千円を計上しております。

その下の11. 社会保障・税番号制度整備事業では、昨年度はこれに伴うシステム改修委託料1,523万9千円がありましたので大きく減額となり229万6千円を計上しております。

その下の事業区分12. 人事交流事業では、本年度は津野町までの2年任期の交代の時期になり赴任旅費等が発生しますので163万9千円を計上しております。

次に、3目、財産管理費の事業区分1. 町有施設維持管理事業の需用費の光熱水費では、本年度は街路灯のLED化により実績は出ておりませんが、電気使用量が3分の1程度になる見込みであることから65万2千円減の38万8千円を計上しております。

次に、一番下の4目の公有林管理費、次のページにまたがりませんが、中ほどの原材料費では、主に昨年度の災害で機械や資材の確保ができなかった個所の分の砂利などの購入で72万9千円増の288万4千円を計上しております。

その下の事業区分2. 町有林整備事業（補助）では、委託料の造林業務、新植7.7ha、地拵え19.2ha、下刈り33,38ha、間伐13.48haなどで3,631万6千円を計上しております。

その下の原材料費では、36林班の新植7,7ha、1万5,400本で149万6千

円を計上しております。

次のページの上の方の事業区分3. 保安林整備事業(単独)の委託料の造林業務では、主に野鼠^{やね}駆除の他、間伐4. 24haで165万6千円を計上しております。

次に、6目、住民活動費の事業区分11. 広報広聴事業では、昨年度は町勢要覧の作成がありましたので大きく995万9千円の減額で479万1千円を計上しております。

次に、その下の事業区分2. 住民活動促進事業の使用料及び賃借料のLED街路灯借上料では、昨年12月の工事完成に伴う町内会連協が管理する街路灯407本分のリース料264万円を計上しております。

次に、63ページの7目、住民安全対策費の事業区分1. 交通安全対策費の報酬、交通安全指導員では、指導員の年報酬の改定により15万1千円増の51万円を計上しております。

その下の需用費の修繕料及び光熱水費では、安全灯のLED化に伴い、それぞれ減額となっています。

次のページの一番上の委託料では、スクールゾーン表示、ゼブラライン設置で56万7千円減の109万7千円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料のLED街路灯借上料では、昨年度整備した交通安全灯77基のリース料金81万3千円を計上しております。

次に、8目、企画費の事業区分1. 地方交通対策事業の委託料の高齢者ハイヤー利用サービス業務では、相乗り条件の廃止や年間利用回数を60回から120回に拡大したことにより33万7千円増の231万円を計上しております。

その下の路線バス高齢者利用支援事業についても年間同じく利用回数を拡大したことから10万1千円増の115万5千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金のバス通学定期運賃補助では、93名分1,024万円を計上しております。

次に、67ページの事業区分3. 企画一般事業の負担金、補助及び交付金の一番下のオホーツクイメージ戦略推進委員会負担金では、管内全市町村が実施するオホーツク統一イメージ形成・発信プロジェクトに要する負担金で55万6千円を計上しております。

その下の事業区分4. まちづくり推進事業の報償費講師謝礼では、まちづくり推進員の中から町政への住民の参画のあり方を検討するための部会を設置し協議するため、講師を^{しょうべい}招聘する経費15万円を計上しております。

その下のまちづくり推進委員謝礼では、この部会分として、8人10回分を想定し24万円増の50万1千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の空き家活用定住対策補助金では、月賦払いによる債務負担で、平成27年で1人、平成28年で5人、平成29年新規で3人を見込み398万4千円を計上しております。

その下の事業区分5. まちづくりパワーアップ特別対策事業では、平成23年度から行っている町民税の1%活用の事業でわくわく地域づくり活動支援事業60万円、コミュニティ活動活性化事業20万円、コミュニティ施設整備事業60万円、地域活性化チャレンジ事業80万円、合わせて220万円を計上しております。

その下の事業区分6. ふるさとおもいやり事業の報償費寄付者謝礼では、実績を考慮し

1, 500万円を計上しております。

次に、69ページの下の表の2款、2項、1目、税務総務費の事業区分1. 固定資産評価事業では、昨年度は固定資産税の3年に1度の標準地鑑定評価業務委託料282万8千円があったことから大きく減額で35万6千円を計上しております。

次に、71ページの上の表の2目、賦課徴収費の事業区分、賦課徴収事業の委託料コンピューターシステム改造業務では、平成29年度住民税の税制改正に伴うシステム改修で42万9千円を計上しております。

次に、下の表の2款、3項、1目、戸籍住民登録費の事業区分1. 戸籍住民登録事業の一番下の行の負担金、補助及び交付金の個人番号交付金事業費交付金では、地方公共団体情報システム機構に対する交付金ですが、国からの情報提供がないことから昨年度の上限通知と同額の173万6千円を計上しております。

次に、77ページ、ここからは3款の民生費になります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分1. 重度心身障害者医療費助成事業の扶助費の医療費助成では、実績額を勘案し48万3千円減の1, 182万円を計上しております。

その下の事業区分2. 国民健康保険特別会計繰出金では、保険給付費の財源補てん分が減額になったため349万4千円減の1億200万円を計上しております。

その下の事業区分3. 民生委員活動事業の負担金、補助及び交付金の民生委員児童委員協議会活動費補助金では、主に民生委員19人の道外研修に関する旅費212万6千円を含み365万4千円を計上しております。

次に、事業区分5. 社会福祉協議会活動費助成事業の負担金、補助及び交付金では、給与改定による人件費分70万5千円と計画的に更新しているヘルパー用車両分121万7千円を含み81万円増の1, 922万9千円を計上しております。

次に、79ページの事業区分10. 自立支援サービス事業の一番下の扶助費の介護給付費では、居宅介護の単価が上がったことに加え生活介護の人数が25人から30人に増えたことにより1, 153万2千円増の9, 816万円を計上しております。

その下の訓練等給付費では、共同生活援助利用者20人から26人に、就労継続支援8人から11人などにより1, 788万円増の8, 210万4千円を計上しております。

その下の自立支援医療給付費では、人工透析において14人から13人に減ったことなどにより53万9千円減の254万1千円を計上しております。

その下の特定障害者特別給付費では、グループホームに入居する低所得者への家賃補助で人数が20人から26人増えたことなどにより30万円増の558万円を計上しております。

その下の高額障害福祉サービス等給付費では、特例介護給付及び特例訓練給付の対象者が、5人から12人に増えたことにより163万8千円増の292万2千円を計上しております。

次のページの上から2行目の相談支援給付費では、利用者が60件から136件に増えたことにより156万4千円増の269万4千円を計上しております。

その3行下の障害児相談支援給付費では、支援利用計画を作成する件数が15件から30件に、また単価1万7千円から2万2千円に上がったことにより40万5千円増の66

万円を計上しております。

次に、事業区分11. 地域生活支援事業の扶助費の4行目、訪問入浴サービス費助成では、制度などを利用して自宅の浴槽での入浴や施設通所入浴ができない障がい者などに対して週2回までの利用を上限に私的利用による入浴サービス費の助成を行うもので年78回分113万5千円を計上しております。

次に、83ページ、2目、老人福祉費の事業区分4. 老人保護措置事業の老人福祉施設措置費では、措置区分の見直しにより88万9千円減の413万4千円を計上しております。

次に、事業区分5. 高齢者在宅サービス事業のショートステイ事業では、静寿園増床によりショートステイ利用者が減ったことにより62万2千円減の138万7千円を計上しております。

その3行下の移送サービス事業では、委託先の訓子府ハイヤー利用回数が減ったことにより32万円減の345万円を計上しております。

その3行下の配食サービス事業では、利用者の増により3,919食を見込み313万6千円を計上しております。

その2行下の災害弱者緊急通報装置通信相談業務とその下の災害緊急通報装置機器保守業務では、実績を勘案し60台を見込み、それぞれ減額で計上しております。

次に、一番下の方の3目、温泉保養センター費の事業区分1. 温泉保養センター管理運営事業の需用費の修繕料では、自動ドア部品交換41万1千円を見込み、一般修繕と合わせて120万6千円を計上しております。

次のページにまたがりませんが、委託料の清掃管理業務では、昨年度行った長期継続契約と同額の1,099万5千円を計上しております。

次に、下の表の2項、1目、児童福祉総務費の事業区分1. こども医療費助成事業の扶助費では、本年度から乳幼児等医療費助成事業から事業名が変わったもので、実績見込みで138万4千円減の1,443万6千円を計上しております。

次に、事業区分2. 子育て支援事業は新規の事業区分であり、報償費の託児報償では、新生児の母親の育児負担軽減のため6時間の託児無料券を交付する事業で9万円を計上。

次のページにまたがりまして、負担金、補助及び交付金の多子世帯保育応援補助金では、昨年度はこども園運営事業のところに計上しておりましたが、子育て支援事業として独立させたもので、昨年度実績から第2子の3分の2補助で62名546万7千円、第3・4・5子が43名807万6千円の合計1,361万8千円を計上しております。

次に、2目、ひとり親福祉費の事業区分1. ひとり親家庭等医療費助成事業の扶助費医療費助成では、月平均72件の236万4千円を計上しております。

次に、3目、児童措置費の事業区分1. 児童手当支給事業の扶助費児童手当費では、0歳から3歳までが延べ1,236人で1万5千円、3歳以上小学生までの第1子、第2子が延べ3,300人の1万円、同じく3歳以上小学生まで第3子以降が延べ732人の1万5千円、中学生が延べ1,272人の1万円などで合計7,800万円を計上しております。

次に、91ページ、5目、子育て支援センターの事業区分、子育て支援センター維持管理事業の需用費の修繕料では、南側ポーチの人工芝設置の23万円を含み26万9千円を

計上しております。

一番下の備品購入費では、プレイルームのストーブ 1 台更新で 20 万 5 千円を計上しております。

次に、ここからは 4 款、衛生費になります。

次に、95 ページの 4 款、衛生費、1 項、1 目の事業区分 9. 水道事業助成事業の投資及び出資金では、公営企業繰出基準により、本年度は西 1 丁目線と南 8 線、西 16 号線の老朽管更新、南 7 線支障物件移設、道道若富工区排水管移設で 1,507 万 7 千円の計上。

次に、事業区分 10. 特定不妊治療費助成事業の扶助費特定不妊治療費助成では、特定不妊治療費の助成を継続し、北海道で制度化が予定されている不妊治療費助成についても拡充し 90 万円を計上しております。

事業区分 12. 発達支援事業の次のページの上段、委託料の北見市子ども総合支援センターきりり発達支援事業では、7 名分で 129 万 8 千円を計上しております。

下の扶助費の通園費助成では、7 名分で 12 万 1 千円を計上しております。

次に、下の 2 目、予防費の事業区分 3. 検診・検査事業の委託料の胃がん検診では、厚生連の検診単価が値上がりしたことにより 77 万 4 千円増の 322 万 6 千円を計上しております。

次のページの上の方になります扶助費のがん検診助成では、本年度から国の指針変更に伴い 30 代の超音波乳がん検診の自己検診に助成することとし 5 名分の 8 千円を計上しております。

次に、事業区分 4. 健康相談・健康教育事業の下の方の委託料、健康講演会委託料では、食のグループを育成するため健康講演会の開催経費として 35 万 7 千円を計上しております。

次に、事業区分 6. 子ども予防接種事業、次のページになります。上から 3 行目の日本脳炎予防接種では、対象人数が減ったことにより 205 名分で 99 万 7 千円を計上しております。

その下の B 型肝炎予防接種では、昨年度から定期接種化になったもので生後 1 歳までの子どもを対象として 35 人分の 51 万 1 千円を計上しております。

その下の扶助費の任意予防接種助成では、おたふくかぜ 30 名とロタウイルス 30 名分で 63 万円を計上しております。

次に、3 目、環境衛生費の事業区分 1. 葬祭場維持管理事業の需用費の修繕料では、昨年度は火葬炉関連の修繕があったことから大きく減額になり、本年度の主なものは炉内台車交換の 205 万 2 千円を含め 213 万 2 千円を計上しております。

次のページの上から 2 行目の炉前化粧扉保守点検業務では、3 年に一度の保守点検として 19 万 5 千円を計上しております。

その下の事業区分 2. 墓地維持管理事業の一番下の工事請負費の訓子府町合葬墓建立工事では、有縁無縁碑の解体含め 1,188 万円を計上しております。

その下の 4 目、環境対策費の事業区分 2. 地球温暖化防止対策事業の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入補助金では、本年度についても 1 kwh 当たり 7 万円の 4 kwh、15 戸分で 420 万円を計上しております。

その下の再生可能エネルギー施設設置補助金では、平成 26 年からの太陽光エネルギー

設置者に対して固定資産税相当分の4分の1を3年間にわたり補助するもので254万3千円を計上しております。

次に、105ページの4款、2項、1目、塵芥処理費の事業区分1. 塵芥処理事業の委託料の一般廃棄物収集運搬業務の二つについては、昨年度から3年間の長期継続契約でそれぞれ計上しております。

その下の可燃ごみ処理業務では、実績を勘案し440tを見込み1,190万7千円を計上しております。

その下の資源ごみ処理業務では、留辺蘂のリサイクルセンターでの処理での留辺蘂外2町の負担割合で606万6千円、北見市廃プラ処理センター分は32tで285万4千円の合計892万円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の留辺蘂町外2町一般廃棄物広域処理負担金では、最終処分場整備および運営事業償還で2,725万7千円、アドバイザー業務226万6千円、普通交付税分配当金705万8千円、差し引き2,246万5千円を計上しております。

次に、2目、し尿処理費の事業区分1. し尿処理事業の委託料、スクラムミックス事業し尿等処理委託料では、平成27年度の搬入実績および本年度から常呂自治区分も受け入れることで応益割り負担率16.46%から14.36%に下がったことにより1,123万6千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金のバキューム車改造費補助金では、し尿処理搬入する際バキュームのタンクを囲う条件であることから、車の更新に際し改造費用の一部を負担するもので194万4千円を計上しております。

次に、107ページの5款、労働費については、昨年度と大きく変わりませんので説明は省略いたします。

次に、109ページからは6款、農林水産業費になります。

6款、1項、1目、農業委員会費の事業区分1. 農業委員会運営費の報酬では7月19日任期満了に伴い7名分の7月重複分の報酬を見込み63万7千円増の590万5千円を計上しております。

その下の旅費では、昨年度の函館の道内研修の1泊分および会長の全国大会出席分が大きく減で34万2千円を計上しております。

次に、中ほどの事業区分5. 事務局費では、昨年度の農地基本台帳システムの変更に伴う機器およびデータ移行作業などで54万8千円減の244万7千円を計上しております。

次のページの3目、農業振興費の事業区分2. 農業振興事業の負担金、補助及び交付金の農業振興対策事業費補助金では、昨年度の堆肥供給センター入り口舗装分12万5千円分が減で49万5千円を計上しております。

その下の農業技術対策事業費補助金では、この補助金についても農協や農業者と一体となって試験圃場設置や新技術や新品種を開発し農産物の消費流通拡大を目指すもので、昨年同額の30万円を計上しております。

その下の特産園芸作物作付維持事業費補助金では、「訓子府メロン」を商標登録し、女性部等を中心に新規作付の掘り起こしを図るもので、苗代やハウス増反などの助成を行うもので120万円を計上しております。

その下の補償、補填及び賠償金の農業経営基盤強化資金利子補給では、認定農業者のスーパーL資金借入れに対する利子補給で、平成6年度から延べ232名が利用していますが、平成24年から制度改正により実行後5年間に限り無利子となったことや、繰上償還などにより75万2千円減の154万3千円の計上となっています。

次に、事業区分3．農業後継者育成事業の委託料、くねっぶ農業未来づくり試験委託業務では、土壌凍結深制御法の凍結促進効果を比較し適正な活用法と手法の作業指針策定を行うもので、農業試験場に委託するため昨年同額の100万円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の4行目農業後継者育成事業補助金では、農業後継者海外視察研修に対する助成金で100万円を計上しております。

その下の新規就農者等支援助成金では、平成27年10月就農1件に2年間助成するもので本年の9月までの分46万1千円を計上しております。

次のページの下の方になります。

事業区分7．青年就農給付金事業では、先ほど新規就農者等支援助成金のところで説明しましたように、青年就農給付金の道補助分と同額225万円を計上しております。

次に、4目、畜産業費の事業区分1．家畜衛生管理事業の昨年度、負担金、補助及び交付金の家畜自衛防疫事業費補助金では、家畜伝染病発生時の防疫対応に対する補助金ですが、必要の都度、予算化することとし本年度は未計上。

その下の事業区分2．畜産振興事業では、次のページ上から3行目の委託料畜産担い手育成総合整備事業では、本年度は農業者の草地整備1件で0.54haを行う事業で公社への委託費83万5千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金では、昨年度の畜産競争力強化対策事業分1億7,006万円がなくなりましたので大きく減額となっています。

また、その負担金、補助及び交付金の一番下の草地植生改善推進事業費補助金では、草地更新など植生改善の推進により畜産経営の安定を図るため、60haを見込み、反当たり1千円を補助するものとし60万円を計上しております。

次に、5目、農業基盤整備事業費の事業区分1．農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の北海道土地改良事業団連合会負担金では、会員割の一般賦課金で4万円、事業費割の特別付加金4事業で76万4千円の合計80万4千円を計上しております。

その下の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、面工事として区画整理3.5ha、暗渠排水23.4ha、土層改良23.7haなどで事業費7千万円に対して負担金1,190万円を計上しております。

その下の道営柏丘北地区農地整備事業（一般農道）負担金では、これは南7線道路改良・舗装工事で改良660m、舗装470m、測量試験などで事業費1億3,370万円に対し、負担金3,008万3千円を計上しております。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業負担金では、面工事として区画整理2.9ha、暗渠排水47.4ha、事業費6,500万円に対して負担金1,105万円を計上しております。

その下の道営訓子府西31号線地区農地整備事業（農道保全）負担金では、31号線の道路本体補修工事として、補修881m、事業費5,756万円に対し、負担金1,295万1千円の計上。

その下の道営訓子府川南地区農地整備事業負担金では、永井の沢排水工事として測量試験420m、土層改良2.0ha、事業費2,600万円に対し、負担金442万円を計上しております。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業（基幹水利施設整備）負担金では、改良391.83m、測量試験用地補償などで事業費2億5千万円に対し、負担金5,625万円を計上しております。

その下の農業経営高度化促進事業促進費負担金では、中央一期・二期地区の用水路整備事業に対する促進費に加え、道と町のパワーアップ分を合わせて訓子府土地改良区へ負担するもので255万5千円を計上しております。

その下の道営置戸地区農地整備事業負担金では、置戸町で行われている道営事業の本町の参加者3名の客土5.62haのパワーアップ事業分の負担額22万1千円を計上しております。

その下の訓子府北東地区農地整備事業負担金では、本年度で2年目の調査地区で平成29年度事業採択に向けた調査計画をするもので、事業費103万円に対する負担金として51万5千円を計上。

その下の道営訓子府中央一期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、面事業で区画整理9.0ha、暗渠排水5.0haで、事業費3,780万円に対し、負担金472万5千円を計上しております。

その下の道営訓子府中央二期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、面事業の調査設計で区画整理123.4ha、暗渠排水16.2ha、土層改良42.1haで事業費3千万円に対し、負担金375万円を計上しております。

その下の事業区分2. 農業基盤一般事業の一番下、償還金、利子及び割引料の次のページの一番上から2行目、農業基盤整備事業返還金では、山林川整備に関連し過去の道営畑総事業の山林川整備で用地取得している部分が今回のルート変更整備に伴い返還金が生じた場合支払うもので40万円を計上しております。

その下の下水道事業特別会計繰出金では、下水道会計の収支不足額を繰り出すもので246万1千円増の9,341万5千円を計上しております。

その下の事業区分4. 集落営農活動支援事業の使用料及び賃借料の北海道地域資源保全情報記録システム利用料では、多面的事業内容を地域資源保全情報として登録することを義務化されたことにより5万円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の多面的機能支払交付金事業補助金では、本年度の対象面積、田64.41haではヘクタール当たり4万2,200円、畑75%単価分774.841haで1万3,600円、同じく畑の100%単価では5,216.95haで1万4,800円、草地75%単価分5.98haでは2,200円、同じく草地100%単価分51.78haで2,500円、合計9,061万円を計上しております。

次に、119ページの7目、牧場費の事業区分2. 牧場管理運営事業の下の方の備品購入費では、溶接機1台35万円、ダンプトラック中古10t、1台324万円を計上しております。

次に、121ページの下の方の6款、2項、2目、林業振興費の事業区分1. 有害鳥獣駆除事業の一番下の行の委託料のエゾシカ^{さんしよ}残滓処理業務では、残滓の運搬と処理業200

頭分を見込み179万3千円を計上しております。

次のページの3行目、負担金、補助及び交付金の訓子府鳥獣被害防止対策協議会負担金では、くくり罠20個購入や狩猟免許2名、わな猟免許5名、箱わな5名、他にエゾシカ捕獲分200頭、キツネ対策としてキツネ用の罠2基の購入を含め1,381千円を計上しております。

その下の事業区分2. 民有林振興事業費の負担金、補助及び交付金の民有林振興事業費補助金では、除間伐30ha、造林16.36haで364万7千円を計上しております。

その下の新生紀森林組合森林情報管理整備事業補助金では、民有林の森林情報管理システムを置戸町と本町で3分の1ずつの支援を行い導入するもので100万円を計上しております。

次に、事業区分3. 林業振興一般事業では、主に昨年度は林道橋樑点検があったことにより157万6千円減の106万2千円を計上しております。

次に、125ページ、ここからは7款、商工費になります。

7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分1. 産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費補助金では、昨年度は開基120年記念の関係で通常年より200万円増額しましたが、その分を廃止し、新たに開基120年記念イメージキャラクターの着ぐるみの要望があったことから、本年度2体分190万円を含み1,190万円を計上。

その下の事業区分2. 商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の5行目、住環境リフォーム促進事業補助金では、町内の登録業者を利用して住環境リフォームを行った場合の一部にメロンスタンプ商品券で助成するもので本年度は40件分400万円を計上しております。

その下の訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、店舗新築または店舗活用の支援で1件分300万円を計上。

その下の訓子府町店舗改修事業補助金では、5件分を見込み250万円の計上。

その下の訓子府町商工業後継者育成補助金では、商工業経営を後継する者がその事業所に就業し、町内に住所を有する場合、本人に助成するもので2件分40万円を計上しております。

その下の訓子府町商工業就労補助金では、町内の企業や本町出身者の新卒者を新たに正規雇用として従業員を雇い入れた場合、企業や本人に20万円を助成するもので6件分120万円を計上しております。

次に、127ページ、ここからは8款の土木費になります。

下の表、8款、2項、1目、車両運行管理費の事業区分3. 除雪車両運行管理事業の需用費車両消耗品では、本年度は土木車両のスパイクタイヤ購入本数が多いことなどから302万3千円増の572万9千円を計上しております。

その2行下の車両修繕料では、除雪関係車両の車検などが多いことから132万円増の563万円の計上、なお、その下の手数料、次のページの上から3行目、自動車重量税についても車検に伴うもので、それぞれ増額となっています。

次に、事業区分5. 車両購入事業では、備品購入費で老朽化した小型ダンプ1台600万円と昨年度も予算要望をしておりますが、補助対象とならなかったことから改めて予算

計上した除雪用グレーダー1台4,087万円を計上しております。

次に、131ページ、2目、道路維持費の事業区分1. 町道維持管理事業の需用費の修繕料では、北栄南11線他4本と市街地の舗装補修を計画的に進めるほか、歩道や縁石など地域要望箇所の修繕、さらに区画線補修などで昨年同額の1,950万円を計上しております。

その4行下の委託料、道路側溝清掃業務では、本年度は市街地区の西側および実践会地区の管渠清掃を行うもので445万5千円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料のLED街路灯借上料では、昨年度整備した道路照明灯83灯で113万1千円を計上しております。

次に、3目、道路新設改良費の事業区分1. 道路新設改良一般事業の使用料及び賃借料の土木積算システム借上料では、昨年度新システムに移行したことによる借上料47万6千円を計上しております。

次に、事業区分2. 若葉町線道路整備事業では、改良舗装40m、幅員4mの道路整備を行うもので600万円を計上しております。

次に、133ページの4目、^{きょうりょう}橋梁維持費の事業区分1. 橋梁維持管理事業の委託料の橋梁長寿命化修繕計画橋梁点検業務では、5年に一度の近接目視による法定による橋梁点検60橋2,400万円を計上しております。

その下のこの計画に基づく橋梁長寿命化修繕計画橋梁詳細設計業務では、穂波橋・笠野橋・柏橋3橋の詳細設計で1,600万円を計上しております。

その下の工事請負費では、2か年にわたる工事が本年度終了する福野橋の修繕で2,300万円を計上しております。

次に、135ページの上の表の8款、4項、1目、河川総務費の事業区分2. 河川改修整備事業の河川改修整備工事では、新井山川改修60m、タンノメム川支流改修20m、山林川護岸工6か所1,100万円を計上しております。

次に、下の表の8款、5項、1目、公園費の事業区分1. レクリエーション公園維持管理事業の需用費修繕料では、木製複合遊具の一部を活用したバッテリーカー格納部の漏水修繕115万円含め142万円を計上しております。

下の方になります。原材料費、修繕原材料では、芝桜の苗木約1万3千鉢などで201万8千円を計上しております。

その下の事業区分2. 各公園等維持管理事業の次のページにまたがりまして、委託料の中央公園緑地等維持管理業務では、訓子府大橋のところの防災トイレの低木選定と最低賃金見直しにより23万7千円増の573万9千円の計上。

次に、下の表の8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分1. 町営住宅維持管理事業の委託料の消防設備保守点検業務では、穂波7棟38本、末広団地6棟16本の年2回の消火器点検で9万6千円を計上しております。

次のページの上の使用料及び賃借料のLED街路灯借上料では、164灯分125万5千円を計上しております。

その下の工事請負費の町営住宅周辺整備工事では、幸栄団地物置建て替えの最終年度の4年目で4棟16基分460万円を計上。

その下の備品購入費では、公営住宅の一部の備付備品であるストーブおよびボイラーの

経年劣化による修理不能に備え、昨年同様ストーブ3台、ボイラー2台を購入するものとし76万円を計上しております。

次に、2目、住宅建設費の事業区分1. 幸栄団地整備事業では、昨年度まで公営住宅建設事業の名称でしたが、幸栄団地整備事業に変更したものです。

委託料の幸栄団地公営住宅改修工事実施設計業務では、1棟4戸の内部改修に係るもので480万円を計上しております。

その3行下の工事請負費の幸栄団地公営住宅建設工事では、木造平屋建て3LDK、1棟3戸と道路整備40m、駐車場整備14台分で7,700万円の計上。

その下の幸栄団地公営住宅改修工事では、1棟4戸の内部改修で断熱窓取り替え、3か所給湯、ユニットバスなどで2,600万円を計上しております。

その3行下の補償、補填及び賠償金の動産移転料では、住宅の移り替え10戸分を見込み90万円を計上しております。

次に、その下の事業区分2. 公営住宅改修事業の工事請負費の穂波団地公営住宅改修工事では、1棟8戸の外壁・屋根の塗装改修で1,600万円を計上しております。

その下の単身住宅改修工事では、栄町にあるメゾン100の1棟12戸の外壁・屋根塗装改修で1,950万円を計上しております。

次に、141ページ、ここからは9款、消防費になります。

9款、1項、1目、消防組合費総体では2,720万8千円減の1億7,685万2千円となっておりますが、その主な原因は、189ページ以降の内訳の中で説明いたします。

それでは、189ページの3款、1項、3目、訓子府消防支署費の事業区分1. 職員給与費では、職員の給与改定に伴う給料と手当の率改定によりそれぞれ増えております。

その下の事業区分2. 消防行政一般経費の旅費の普通旅費では、新規採用の消防学校入校などにより39万7千円増の70万1千円を計上しております。

その下の消耗品費では、新規採用職員の制服、署員の冬季用活動服64万5千円などで107万6千円を計上しております。

次のページの事業区分6. 消防業務費の備品購入費では、空気ボンベ6本、64万8千円、救急車両搭載用のAED一式で94万8千円を含め159万6千円を計上しております。

次に、192ページの事業区分7. 救急業務費の需用費の消耗品費では、隔年で整備している除細動器用リチウム電池4個で37万2千円を含め49万2千円を計上しております。

その下の事業区分8. 消防施設運営管理費の需用費の消耗品費では、主にスパイクタイヤ6本更新で88万5千円を含み164万8千円を計上しております。

その下の役務費の手数料では、消防救急無線のデジタル化に伴い5年ごとの基地局登録点検が定められ5局で75万6千円を含め143万4千円を計上しております。

次に、193ページの3款、2項、3目、訓子府消防団費の事業区分4. 消防施設運営管理費の需用費の消耗品費では、分団車のスパイクタイヤ6本、夏タイヤ6本124万4千円を含め140万3千円を計上しております。

次に、195ページの真ん中の表の3款、3項、3目、訓子府消防施設費の事業区分1. 車両維持費では、需用費の修繕料で1号車のバッテリー改修と1分団車の発電機始動不良

改修の36万9千円を含み140万3千円を計上しております。

次に、事業区分2. 消防施設維持管理経費の委託料では、十勝オホーツク道訓子府ICから小利別IC延長に伴う指令システム改修で268万1千円を計上しております。

次に、一番下の表の4款、公債費、1項、1目、元金の事業区分1. 消防組合償還元金では、平成24年度と25年度の2か年で実施した消防救急デジタル無線整備事業に係る償還元金1,424万4千円と本年度完成の消防本部建設事業に係る償還元金37万7千円を合わせた3本の借りに係る償還元金として1,462万1千円を計上しております。

次に、2目の利子の事業区分1. 消防組合償還利子では、同じ事業の他の元金償還と平成28年度に整備した無線遠隔サイレンデジタル化事業の借りに対する利子として104万9千円を計上しております。

次に、197ページの9款、1項、2目、組合共通経費の事業区分1. 組合共通経費の一部事務組合負担金では、人口割30%で222万6千円、準市街地割30%で289万円、財政割40%で536万7千円、それに加え通信員の人件費分76万1千円の合計1,124万4千円の計上、昨年度は庁舎建設事業及び通信指令システム更新分の負担が3,599万4千円ありましたので大きく減額となっています。

次に、141ページに戻っていただき、2目、水防費の事業区分1. 水防対策事業の原材料では、本年度は整備計画に基づき土のう袋2千枚分27万3千円を計上。

次に、3目、災害対策費の事業区分1. 防災対策事業の報償費では、自主防災組織育成などのため、災害シンポジウムや自主防災組織育成講演会の講師謝礼として15万円を計上しております。

消耗品では、第2次訓子府町緊急物資等備蓄ガイドラインによる災害用アルファ米のほか防災訓練用の消耗品を含め41万2千円を計上しております。

なお、昨年度は委託料、地域防災マップ作成業務の204万8千円分が大きく減額となっています。

○議長（上原豊茂君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますのでご参集願います。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般会計予算についての説明を行います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、143ページからになります。ここからは10款の教育費になります。

10款、1項、1目の事業区分1. 教育委員会運営費の旅費では、昨年度は教育委員4人の道外研修分がありましたので、その分が減額となって今回は17万5千円の計上となっております。

次に、2目の事務局費の事業区分1. 語学指導助手配置事業では、昨年度から今の語学指導助手についてはJETプログラムを利用しないでAETを採用していることから、初年度採用時と同じ月30万円の報酬として360万円を計上しております。

その下の旅費では、同じくこのプログラムを利用しておりませんので、赴任旅費が発生しないということから32万5千円減の8万5千円の計上、また、消耗品・燃料費・修繕料についても同様に発生しなくなります。

次のページの上から2行目、146ページの上から2行目、事業区分4. 学校教育等一般事業の報償費の講師謝礼では、コミュニティスクール導入に向けた制度などの理解を深めるため、コミュニティスクール推進員による講演会を開催するため10万円を計上しております。

次に、その下のところの負担金、補助及び交付金の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、昨年度からご存じのように入学者が増えているということもございまして、通学支援および就学旅行支援などが増え321万円増の1,385万3千円を計上しております。

次に3目の下のところになりますけれども、スクールバス運行費の事業区分1. スクールバス運行事業の需用費の車両消耗品では、これは主にスクールバスの夏タイヤ6本、冬タイヤ18本によるもので155万1千円増の308万9千円となっております。

次のページ、147ページになります。下の表になります。

10款、2項のここは小学校費です。1目、学校管理事業の事業区分1. 臨時講師配置事業の賃金では、訓小の臨時講師2名、それと支援員2名、居小の臨時講師兼支援員1名で昨年同様の1,029万円の計上でございます。

次に、事業区分3. 学校維持管理事業の需用費の消耗品費では、消火器の更新で訓小で14本、居小で10本と訓小の児童用机と椅子30台の購入を含めて80万円増の140万円を計上してございます。

その4行下の修繕料では、昨年度はプレイルーム床張り替えや図書室の間仕切り設置、トイレ改修などがございましたので、今年はそれがなくて、181万9千円減の180万円の計上となっております。

その2行下の光熱水費では、これは訓小に限らず居小、訓中においてもスポーツセンター取り壊しによる代替利用分を見込んでございまして、286万6千円増の1,735万円を計上しております。

次のページ、一番上の委託料の学校樹木管理では、昨年度、暴風雨で訓小のロータリーのハルニレが倒壊しましたので、本年度は敷地内の17本ございます樹木の樹木医診断を行うものとして53万7千円を計上しております。

次に、事業区分4. 学校管理一般事業の下の方の備品購入費ですけれども、工具等備品では、居小のプリンター1台、ステージのアンプ1台、刈払い機1台で21万円を計上しております。

次に、2目の教育振興事業の事業区分1. 教育振興事業の次のページになりますけれども、上から4行目の備品購入費では、スクールバンド用楽器では、チューバ1台で56万円を計上しております。

その下の教科用教材では、訓小・居小で書画カメラ各3台を含め68万9千円の計上で

ございます。

その下の児童用図書では、基準蔵書数に近づけるため訓小分を増額して57万円を計上してございます。

その下の特別教科用教材では、訓小の冷蔵庫・ソフト跳び箱、それと居小のミシンなどで77万7千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の教育振興事業では、音楽鑑賞と演劇鑑賞を訓中と交替で開催しておりますけれども、今年は小学校が観劇の年になりますので、その分40万円を含んで113万5千円の計上になります。

その下の事業区分3. 就学援助・奨励事業の扶助費の特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級に在籍する児童に対する就学奨励費で、認定見込数が9名分で36万4千円を計上しております。

その下の要保護・準用保護児童就学奨励費では、本年度認定見込数で要保護で1人、それと準要保護40人の330万4千円の計上になります。

次に、10款、3項、ここは中学校費です。1目の学校管理費の事業区分1. 臨時講師配置事業の賃金では、中学校は臨時講師1名、それと特別支援の支援員2名の配置で前年同額の614万円の計上となります。

次のページの事業区分3ですけれども、次のページになりますけれども、上の方の委託料の校舎等特別清掃業務、本年度は1階の清掃を行うものとして、1階については面積が広いことから53万5千円増の171万6千円の計上になります。

次に、一番下の2目の教育振興費の事業区分1. 教育振興事業、これは次のページにまたがりましてけれども、上の方の需用費の消耗品費では、昨年度は教科書改訂の年で教科指導書分178万8千円などがありましたので、193万5千円減の247万2千円の計上となっております。

その下の修繕料では、吹奏楽器のピッコロやフルートなど9台の修繕で40万円を計上しております。

またその下の備品購入費の特別教科用教材では、音楽鑑賞用DVDセット、それから琴セット3台、琴保管棚1台、それとギタースタンド1台で57万5千円の計上になります。

その下の部活動用品では、これはバレーボールの支柱一式で13万8千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の教育振興事業交付金では、毎年小学校と交互に、先ほど言いましたように、音楽鑑賞と演劇鑑賞を行っておりますけれども、本年度は中学校が音楽鑑賞となるため、その経費25万円分を含んで105万2千円の計上になります。

その下の事業区分2. 就学援助・奨励事業の扶助費の特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級に在籍する児童に対する就学奨励費で認定見込数7名分で43万4千円を計上しております。

その下の要保護・準用保護児童就学奨励費では、これは本年度認定見込数で要保護1人、準要保護26人、それで326万8千円の計上となります。

その下の特別支援学校交通費助成では、これは対象者2世帯の2名56万9千円を計上しております。

次に、下の表の10款、4項、1目のこども園費の事業区分1. こども園運営事業の賃

金では、これは主に教育保育補助員の2名増を含み303万3千円増の5,748万1千円の計上になります。

次のページになります。158ページになります。

需用費の消耗品費では、これは不足しております給食調理用品の補充などによりまして54万2千円増の196万7千円となっております。

その下の方の賄材料費では、0歳児10人、1・2歳児35人、3歳児以上135人、職員33人などで前年同額の1,485万円を計上しております。

その下の委託料の部分で、公演業務では、昨年度の報償費から組み換えしたもので、これは公演か報償費かというのは個人に頼むか業者に頼むかということで違ってきますので、今回は委託料の方で、業者に頼むということで、支援センターとの合同観劇を行うこととして、前年同額の20万円を計上してございます。

その下の備品購入費の児童用図書では、「絵本のいえ」の蔵書を5年間で整備しようということで、1,400冊の計画で、本年度は図鑑・絵本・紙芝居など400冊分の60万円を計上してございます。

その下の負担金、補助及び交付金では、昨年、多子世帯保育料応援補助金903万6千円がこれにございましたけれども、その分が大きく減額となっております。これは先ほど言いました3款の民生費の方に振り替えたということでございます。

次に、事業区分2. こども園維持管理事業では、これは次のページの上の表の委託料ありますけれども、清掃管理業務、これは昨年度からの長期継続契約による落札額で130万円を計上しております。

その下の清掃業務では、年1回の食器洗浄機のタンク洗浄で今年から4万4千円が出てくることとなります。

次に、下の表の10款、5項、1目の社会教育総務費の事業区分1. 社会教育委員運営費の旅費では、道内で開催されます全国社会教育研究大会北海道大会に5名の社会教育委員を派遣するために9万3千円増の10万円を計上しております。

その下の事業区分3. 青少年教育推進事業の、これは次のページになるんですけども、負担金、補助及び交付金の青年団体連絡協議会活動費補助では、本年度は設立70周年の節目に当たることから記念誌を作るということで25万円増の35万円を計上しているものでございます。

次のページ、163ページになります。

164ページの上の方の事業区分6. 芸術文化振興事業の報償費の各種芸術・文化事業報償金では、訓子府町文化芸術活動方針に基づきパブリックアートによるまちづくり事業「アート・タウン・プロジェクト」を本年度から開始するもので、武蔵野美大の協力を得ながらワークショップ・彫刻作品の制作・黒板ジャック、作品制作などを行うもので142万円を含み150万5千円を計上しております。

その下の委託料の作品運搬設置委託料では、この彫刻作品の運搬・設置にかかる経費で30万円を計上しております。

その下の事業区分7. 青年研修館維持管理事業では、スポーツセンターの取り壊しに合わせて取り壊すことから、ここにかかる経費で6か月分だけの計上をしております。

また、使用料及び賃借料の施設等使用料は代替施設の使用料として、今のところ決まっ

ておりませんが、一応5万5千円の計上をさせていただいております。

次に、165ページの2目、公民館費の事業区分1. 公民館維持管理事業では、暖房用ボイラー1基の熱交換器の交換と部品の取り替え121万5千円、それと排煙窓の防水修繕28万円、旧改善センター部分の煙突閉鎖をするということで13万円などを含めて231万7千円を計上しております。

次のページになりますけれども、上の方の備品購入費になります。施設用備品として講堂用のワイヤレス受信機更新で30万3千円を計上しております。

その下の3目になります。図書館費、事業区分2. 図書館活動事業の賃金になりますけれども、臨時職員1人の雇用形態を変えたことによりまして60万円増の473万8千円の計上になります。

次に、171ページ、10款、6項、2目、体育施設費の事業区分1. スポーツセンター維持管理事業では、これもスポーツセンター取り壊しにより、ほとんどの経費を6か月分で計上してございます。なお、下の方の備品購入費の施設用備品では、これは代替施設におけるソフトバレーですとか、バドミントンですとか、可動式自立支柱を3組揃えることとしまして32万6千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分2、一番下の方になりますけれども、温水プール維持管理事業の需用費、次のページになりますけれども、上から3行目の修繕料では、昨年度は給湯配管更新やろ過機修繕、プール塗装などがありましたけれども、その分が終わりましたので大きく減額となっているものでございます。

その下の光熱水費では、温水プールの電気料につきましては、電気の合理化というシステムと申しますか、そういうのがあるんですけれども、スポーツセンターと共有して、電気代を安く上げるために共有しておりましたけれども、去年まではプールの方での電気料の予算計上はありませんでしたけれども、今回スポーツセンターが取り壊しということで、プールの半年分の、プールだけにかかる電気料の分138万円増で242万4千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分3. 屋内ゲートボール場維持管理事業の需用費の修繕料では、これは3年ごとに行っている分で屋内ゲートボールの整地の部分で35万円増の38万円を計上しております。

次に、下の方の事業区分4. 屋外運動施設維持管理事業では、これは次のページになりますけれども、使用料及び賃借料のところでは機械借上料と原材料費では昨年度はパークゴルフ場と屋外ゲートボール場の目土散布を行いましたので、そして今年はそれが無いということで大きく減となっているものでございます。

次に、事業区分5. スポーツセンター建設事業の役務費、これは建設の確認申請および構造計算適合性判定の手数料となりますので41万円の計上です。

その下の委託料では、スポーツセンター実施設計業務で3千万円。

その下の工事請負費では、スポーツセンター等解体工事で1億8,144万円の計上。なお、これには青年研修館の解体も含んでおります。

次に、下の方の3目の給食センター費の事業区分2. 給食調理事業の賃金ですけれども、調理員の基本賃金の上昇と扶養手当の増によりまして60万2千円増の1,274万3千円の計上となります。

その下の需用費ですけれども、これ次のページにまたがります。上から4行目、賄材料費では、主に訓子府高校の、先ほど歳入のところでもお話ししましたけれども、給食希望者が増えたということで239万6千円増の2,803万7千円の計上となっております。

次に、事業区分3.給食センター維持管理事業の備品購入費の厨房備品では、配送用保温コンテナ1台、廊下用運搬車1台、保温食缶2個、これらで60万6千円の計上になります。

その下の施設用備品では、調理員の休憩室に暑いものですから、エアコンを設置することで1台分27万4千円を計上しております。

次に、最後の方になりますけれども、181ページの11款の公債費になります。

公債費では、昨年度で償還を終了した起債で平成13年度までの分で10本ございます。それと平成16年度分で11本、平成18年度分で5本ございます。この上の元金で3,146万5千円減の4億4,788万4千円、下の利子におきましては1,223万1千円減の3,373万8千円の計上ということになってございます。

次に、185ページをお開き願いたいと思います。

これは、13款、給与費になります。

ここでは、特別職3人と一般職93人、これは新規採用6名含んでございますけれども人件費を計上しております。また、議員や各種委員の報酬等を加えた人件費総体につきましては、206ページに給与費明細書を添付しておりますので、それはご覧いただくこととしまして、この明細書につきましては、地方自治法に基づく書式でございまして、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年と比較できるように調整したもので、これは後で、申し訳ございませんけれども、ご覧いただくこととして説明は省略させていただきます。

続きまして、199ページからは、これまでに決定をいただきました債務負担行為に本年度分以降の支出予定額の調書でございまして、204ページの一番最後になりますけれども、計の欄にありますように、本年度以降の、本年度も含めた支出予定額は、2億8,473万9千円ということになります。そのうち一般財源としましては、2億6,904万7千円が必要となっているものでございます。これは一番右側の欄にあります。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料、一番最初の方に言いました説明資料の24ページ以降に一覧でまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、次のページ、205ページ、これは地方債の年度末現在高に関する調書でございまして、合計欄の一番右側、平成29年度末現在高見込み額は、48億3,043万3千円となっているものでございます。

以上、総額を48億5,940万円とする平成29年度の一般会計の予算案につきまして説明申し上げます。

時間の関係もございまして、詳細の説明はできませんでしたが、歳入のところでも説明したように財源の多くを占める交付税の好転が望めない中で、今後の大型事業を勘案しながらも基金積立を積極的に進めるということ、それと経常経費の緊縮を行い、行財政の均衡を図ることを重点に置き予算編成に当たってまいりました。

結果的に例年を上回る予算となりましたが、すべての町民にやさしいまちづくりを実現

するための施策に配慮しながら町づくりと財政の健全化の両立化を目指したものとなっていると思います。

説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げるとともに、この後については特別委員会の質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第8号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書211ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） それでは、各会計予算書の211ページをお開き願います。

議案第8号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、この別冊の説明資料、3ページをお開きください。

この中段に、国保会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

初めに、歳入でありますけれども、国保税につきましては、現行税率により計上しております。

国庫支出金および療養給付費等交付金につきましては、保険給付費を基礎として積算した額を計上しております。道支出金は、北海道の調整交付金等を計上しております。

65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れのほか、財源調整に要する不足額の補填分^{ほてん}を繰入金として計上しております。

次に、歳出ですが、前年度の医療費実績見込みなどを推計しまして、保険給付費および介護保険第2号被保険者に係る介護納付金等を計上しましたほか、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、保険財政共同安定化事業拠出金等、保健事業費では特定健診等に係る費用を計上しております。

次に、この資料の9ページをお開き願います。

9ページ、こちらは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の見込みでございますが、この下から3行目、一番右端になりますけれども、基金の保有額を記載しております。国保会計の財政調整基金保有状況になりますが、基金につきましては、平成20年度末から底を突いている状況でございます。今年度につきましては、従来どおり一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されております財政安定化支援分74万8千円と預金利子1千円を積み立てしまして、平成29年度末の保有見込額は、先ほど言いました一番右にありますように74万8千円となる見込みでございます。

また、同じ資料の27ページから32ページにわたりまして、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、その資料につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の211ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第8号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総

額を歳入歳出それぞれ9億7,570万円と定めるものであります。この予算は、前年度当初と比較しまして7,490万円、約7.1%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めでございますが、保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものでございます。

次に、212ページから217ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しております。218ページから219ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、220ページ以降の事項別明細書によりまして、その特徴的なものに限って説明させていただきたいと思っておりますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

それでは、220ページの歳入から説明させていただきます。

こちらは見開きで左側が款・項・目、右側のページが節以下の説明を載せてございます。両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思っております。

最初に、220ページの第1款、国民健康保険税、第1項、第1目の一般被保険者国民健康保険税であります。総額では前年度比161万1千円減の2億3,184万6千円を見込んでおります。

221ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で928世帯、被保険者数は2,137人を見込んで現行税率により算定し、その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引き、収納率を98%と見込んで1億6,713万2千円を計上しております。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

次に、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、先ほどの医療給付費分現年課税分と同様に算出し、4,553万6千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で516世帯、被保険者数は761人を見込んで1,817万6千円を計上しております。

次に、220ページの下段になりますが、第2目、退職被保険者等国民健康保険税であります。総額では前年度比26万6千円減の152万2千円を見込んでおります。

221ページ、下段の1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数を15世帯、被保険者数は36人と見込んで105万9千円を計上しております。

次に、223ページの3節、後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、23万8千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で23世帯、被保険者数は36人を見込んで22万2千円を計上しております。

次に、222ページ、下段の第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費等の32%相当額が国から交付されるものですが、現年度分、過年度分合わせて、前年度と比較して394万5千円減の1億5,553万8千円を計上しております。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する、国の

負担分4分の1の858万8千円を計上、第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健診の対象経費の国負担分3分の1の102万4千円を計上しております。

次に、224ページ、第2項、国庫補助金、第1目の財政調整交付金につきましては、このうち、財政力格差調整のため交付されます普通調整交付金につきましては、前々年度の実績額の90%を見込み、225ページにあります153万6千円を計上し、また特別調整交付金につきましては、113万1千円を計上しております。

第2目の出産育児一時金補助金につきましては、平成30年度の都道府県化に向けてのシステム改修費用に交付される国民健康保険制度関係業務準備事業補助金で954万5千円を計上しています。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の財源で、各保険者の拠出により賄われ社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、前年度比571万4千円減の1,516万8千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目、前期高齢者交付金につきましては、保険者間の65歳以上75未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政調整するための交付金として、前年度比4,908万5千円減の1億4,668万4千円を計上しております。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1の858万8千円を計上、第2目の特定健康診査等負担金は国庫支出金と同様に、特定健診の対象経費の道負担分の3分の1、102万4千円を計上しております。

次に、第2項、道補助金、第1目の調整交付金につきましては、国からの財源移譲分を、一定のルール計算により調整交付金として交付されるもので、前年度比339万2千円増の3,949万円の計上で、その内訳は右側になりますが、普通調整交付金として2,930万1千円、特別調整交付金として1,018万9千円を計上しております。

次に、226ページ、第6款、第1項、第1目の共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象としまして、国保連合会が行う高額医療費共同事業により100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案しまして、前年度比140万5千円増の3,263万5千円を計上しております。

第2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1件1円以上、80万円までのすべての医療費が対象となり、医療費実績などにより国保連合会に拠出し交付を受けるもので、前年度比1,456万4千円減の2億1,876万8千円を計上しております。

次に、第7款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金の利子として1千円を計上しております。

次に、第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金につきましては、前段申し上げましたとおり、平成20年度末から基金は底を突いている状況でありますことから1千円の科目計上としております。

次に、第2項、他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金のうち、227ページの1節、保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により保険税軽減分2,048万9千円と保険者支援分1,193万1千円を合わせ3,242万円を、2節の出産育児一時金繰入金は560万円を、3節の財政安定化支援事業繰入金は、昨年度の普通交付税措置実績額の74万

8千円を、それぞれ町の負担分として繰り入れするものであります。4節のその他一般会計繰入金につきましては、国保会計の財源補てん分繰入金として、前年度比278万9千円減の6,078万6千円と、国保会計を運営するための事務費等に要する経費として244万6千円を計上しております。

次に、228ページになりますが、一番下の第10款、諸収入、第3項、第6目の雑入につきましては、特定健診に係る自己負担額等の計上でございます。集団健診560名のうち、誕生健診の60名を除く500名分の60万円を計上しております。

次に、歳出について説明させていただきます。230ページをお開きください。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費および第2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費として、合わせて前年度比1,118万4千円増の1,456万3千円を計上しておりますが、増額の要因としましては、231ページの7節、賃金のレセプト点検に係る臨時事務員51万4千円と、13節、委託料の都道府県化に向けたシステム改修費用として、国民健康保険システム改修業務1,004万3千円と、月報作成支援用のコクホラインシステム更新業務42万2千円の増額によります。なお、第1目の25節、積立金では、財政調整基金積立金として財政安定化支援事業分と基金利子分を合わせて74万9千円を計上しております。

次に、第2項、徴税费および第3項の運営協議会費につきましては、徴収事務および運営協議会の事務的経費として、それぞれ39万円と10万1千円を計上しております。

次に、232ページになります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費の積算につきましては、前年度の給付、支払実績から推計し計上しておりますので、ご理解をお願いします。

まず、第1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比6,200万円減の4億4千万円を計上。第2目の退職被保険者等療養給付費は、前年度比310万円減の1,230万円を計上。第3目の一般被保険者療養費は、前年度比30万円増の730万円。第4目の退職被保険者等療養費は、前年度比3万円減の11万円を計上。第5目の審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し160万3千円を計上しております。

次に、第2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し計上しております。

第1目の一般被保険者高額療養費は、前年度比600万円減の4,800万円を計上。第2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比84万円減の294万円を計上。第3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度同額の100万円を計上しております。また、次の234ページ、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、3万円を計上しております。

次に、上から3段目の第4項、出産育児諸費、第1目の出産育児一時金につきましては、前年度実績を勘案しまして20人分840万円を計上しております。

次に、第5項、葬祭諸費、第1目の葬祭費につきましては、前年度同額の16件分80万円を計上しております。

次に、236ページ、第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の財源として各保険者が4割相当分を拠出するものですが、概算拠出の通知により、前年度比153万7千円減の1億860万4千

円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金につきましては、歳入でも説明しておりますが、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じて費用負担するもので、概算拋出の通知により39万1千円を計上しております。

次に、第5款、老人保健拋出金、第1項、第1目の老人保健医療費拋出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、過年度清算分のみを計上となりまして、前年度同額の1千円の科目計上をしております。

次に、第6款、第1項、第1目の介護納付金につきましては、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で、概算納付通知により、前年度比94万2千円増の4,705万9千円を計上しております。

次に、238ページをご覧ください。

第7款、共同事業拋出金、第1項、第1目の高額医療費拋出金は、決定通知額に基づき、前年度比148万円増の3,435万5千円を計上しております。

第3目の保険財政共同安定化事業拋出金につきましても、決定通知額に基づき、前年度比1,533万1千円減の2億3,028万3千円を計上しております。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳～74歳の被保険者を対象とした特定健診と特定保健指導に要する経費の計上ですが、前年度比6万7千円増の442万1千円を計上しております。

右側の239ページになりますが、12節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として51万2千円を計上。13節の委託料は、特定健診業務を委託するものですが、700名分の基本検診料などとして390万円を計上しております。

次に、第2項、保健事業費、第1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費ですが、7節の賃金は、未受診者勧奨事務などの臨時事務員賃金、特定保健指導の臨時栄養士の賃金などで35万7千円を計上、12節の役務費は、医療費通知等の郵送料として32万5千円を計上、241ページになりますが、13節、委託料のうち独自健診業務に116万7千円を計上、19節、負担金、補助及び交付金にあります健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金ですが、20人分の40万円を計上しております。

保健事業総務費全体といたしましては、前年度比33万7千円減の261万9千円の計上であります。

以上、平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第9号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 続きまして、後期高齢者の予算について説明させていただきますが、各会計予算書の245ページをお開き願います。

議案第9号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について、別冊の予算

案の説明資料も含めてご説明申し上げます。

まず予算書に入ります前に、説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

その下段の方に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度においては、財政運営期間が2年間とされており、保険料につきましては、平成28年度が2年ごとの見直しの年となっておりますことから、平成28年度と29年度の医療費等の推計により、北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上しております。

また、脳ドック助成に対する広域連合補助金や低所得者の保険料軽減分等の公費負担金として一般会計からの繰入金を計上しております。

歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の33ページから35ページにわたり、後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、245ページにお戻りいただきまして、説明をさせていただきたいと思いません。

議案第9号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,580万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして180万円、約2.4%の増となっております。

246ページから249ページにつきましては、款項ごとのそれぞれ額を記載しておりますので、それと250ページから251ページにつきましては、こちらは総括表を載せておりますので、後ほどご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、252ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

それでは252ページをお開きください。

まず、第1款、第1項の後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき算定しております。保険料算定の基礎となる均等割額は、前年同額の4万9,809円、所得割率は10.51%としておりまして、保険料総額では、前年度比88万6千円増の4,955万4千円を計上しております。

まず、第1目の特別徴収保険料は被保険者数を787人と見込みまして、保険料額3,069万2千円を計上。第2目の253ページになりますが、1節、普通徴収保険料は被保険者数を263人と見込み、保険料額1,881万2千円を計上。2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年同額の5万円を計上しております。

次に、第2款、広域連合補助金、第1項、第1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、被保険者の脳ドックの助成金として、その費用の全額が広域連合より交付されるもので、5名分を見込みまして17万9千円を計上しております。

次に、第3款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として道と町の負担分を合わせて、前年度比62万4千円増の2,115万9千円を計上しております。

第2目の事務費繰入金につきましては、広域連合納付金分と所要事務経費分を合わせて、前年度比27万3千円増の479万8千円を計上しております。

次に、254ページの第5款、諸収入、第2項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、保険料還付金として前年度同額の10万円を計上し、第2目の還付加算金として5千円を計上しております。

次に、第3項の預金利子および第4項の雑入につきましては、それぞれ1千円の科目計上しております。

次に、歳出について説明させていただきます。256ページをお開きください。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費につきましては、右側の257ページになりますが、プリンタートナー等の消耗品費や被保険者証の一斉更新による郵便料、それから後期高齢者医療システム保守業務など、一般事務に要する経費として前年度比3万1千円増の193万円を計上しております。

次に、第2項、徴収費、第1目の賦課徴収費につきましては、納入通知書等の印刷製本費や保険料決定通知のための郵便料など16万1千円を計上しております。

次に、第2款、保健事業費、第1項、第1目の保健事業総務費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、全額、広域連合からの交付金を受けて実施する被保険者の脳ドックの助成に係る分ですが、健康診査助成金として5名分の17万9千円を計上しております。

次に、258ページの第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、259ページの広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金270万9千円を計上、また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分を合わせまして、保険料等納付金として7,071万4千円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で、前年度比177万9千円増の7,342万3千円を計上しております。

次に、第4款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の10万円を計上し、第2目、還付加算金として5千円を計上しております。

次に、第2項、繰出金、第1目の一般会計繰出金につきましては、預金利子相当分として1千円を計上しております。

以上、平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君）　ここで午後2時15分まで休憩といたします。

休憩　午後　2時　2分

再開　午後　2時15分

○議長（上原豊茂君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第10号　平成29年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書260ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） それでは、各会計予算書の260ページをお開き願います。

議案第10号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めて説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

その下段になりますが、介護保険会計の予算編成に当たっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれども、平成27年度から29年度までの第6期事業運営期間に要する保険給付費を基礎としまして積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定に係る所要額を含めた町負担分の一般会計からの繰入金を計上しております。

また歳出は4ページになりますが、保険給付費、介護認定審査費、事業の運営経費等のほか、制度改正により地域支援事業費に介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を計上しております。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）であります。下から2行目の一番右側に記載しておりますように、介護保険特別会計収支の不足分および介護保険料の抑制のための取り崩しを行うことにより、平成29年度末の介護給付費準備基金保有見込額は797万6千円となる見込みでございます。

また、この資料の36ページから41ページにわたりまして、介護保険特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の260ページにお戻りください。

議案第10号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,950万円と定めるものであります。

この予算は前年度当初と比較しまして2,950万円、約5.8%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に、261ページから264ページにつきましては、款項ごとのそれぞれの額を記載しております。また、265ページから266ページには、総括表を載せてございますので、ご覧をいただくこととしまして、267ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきたいと思っておりますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

それでは267ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、保険料であります。先ほど申し上げましたように、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画によりまして、基準保険料を月額4,200円、年額で50,400円として算定しております。

また、この保険料段階は負担が過重にならないよう、国の標準段階と同じく第1段階から第9段階に細分化をしております。

第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料、268ページの1節、特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,807人と見込み、保険料額を8,285万7千円、2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を165人と見込み、保険料額を650万4千円、3節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、科目計上の1千円とし、介護保険料の総額を前年度比295万3千円増の8,936万2千円と見込んでおります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、介護予防負担金につきましては、昨年まで通所型介護予防事業に係る利用者負担金を計上していましたが、制度改正により事業を取り止めることから、過年度分の1千円のみを計上しております。

次の第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、268ページの現年度分としまして、保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた8,384万3千円を計上しております。

269ページと270ページの第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金であります。現年度分としまして過去の実績から保険給付費の7.47%の3,347万4千円を計上しております。第2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分で、介護予防・日常生活支援総合事業費に要する費用の25%、449万2千円を計上。第3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても現年度分として、包括的支援事業・任意事業費に対し39.0%の578万7千円を計上しております。

次に、第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の28%、1億3,722万8千円を計上。第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分としまして、介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費の28%、503万1千円を計上しております。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、現年度分として保険給付費に対してそれぞれ道の負担割合を乗じた7,543万8千円を計上。

第2項、道補助金、第1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分として、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%の224万6千円、第2目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても現年度分として、包括的支援事業・任意事業費の19.5%の289万4千円をそれぞれ計上しております。

271ページの第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分1,678万9千円を繰り入れるものであります。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金、1節の介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の町負担分12.5%の6,126万3千円と、2節の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業分の同じく12.5%の224万6千円、3節の地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金は包括的支援事業・任意事業費分の19.5%の289万4千円をそれぞれ町負担分として繰り入れする

ものであります。

4節のその他一般会計繰入金につきましては、特別会計を運営するための事務費等に要する経費として、前年度比297万円増の1,647万9千円を繰り入れするものです。

なお、昨年までの地域支援事業（介護予防事業）繰入金は、制度改正によりまして、上限額が前年度実績の110%となることから、全てを地域支援事業費で賄えることになりまして、一般会計からの繰り入れは必要がなくなりますことから計上しておりません。

続いて、第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上していますが、273ページの第9款、諸収入、第3項、雑入、第4目の納付金につきましては、新たに臨時介護支援専門員1名の雇用保険料個人負担金9千円を計上しております。

次に、275ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費としまして、平成30年度介護保険制度改正に伴います276ページにあります。介護保険システム改修経費の318万9千円を含めまして、前年度比324万6千円増の470万6千円を計上するものであります。

次に、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や、郵便料を主として17万7千円を計上しております。

次に、第3項、第1目の介護認定審査会費につきましては、北見市、訓子府町、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費としまして395万5千円を計上。また、第2目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして290万4千円を計上しております。

次に、277ページ、こちらの第4項、第1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費としまして49万8千円を計上しております。

その下の計画策定委員会経費につきましては、平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定のための経費として16万8千円を計上しております。

次に、第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスに係る給付で1億630万4千円を計上しております。第3目、地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付になりますが、6,520万3千円を計上しております。

次に、279ページになりますが、第5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスに係る給付としまして2億4,372万5千円を計上しております。第7目では、居宅介護福祉用具購入費として100万円を計上し、第8目では、居宅介護住宅改修費として200万円の計上、第9目、居宅介護サービス計画給付費として、前年度比147万9千円増の1,569万9千円を計上しております。

第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

第1目、介護予防サービス給付費は、居宅の要支援者に対する給付で、介護予防の通所介護や訪問介護などの利用に対する給付ですが、制度改正により、第3款、地域支援事業費に移行することから、4月と5月の請求分のみ前年度比731万1千円減の588万

9千円を計上しております。第5目、介護予防福祉用具購入費に50万円を計上、次に281ページ、こちらの第6目、介護予防住宅改修費に150万円を計上、第7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成給付であります。地域支援事業等移行分としまして70件の減を見込みまして、前年度比17万8千円減の194万2千円を計上しております。

第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料は、介護給付費の請求に係る審査支払にかかる手数料として41万7千円を計上しております。

第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものですが、1,090万円を計上。第2目の高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で10万円を計上しております。

第5項、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と、医療保険の自己負担の合計額が年間で一定額を超えた場合に給付をするもので220万円を計上しております。

同じ、第2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付ですが10万円を計上しております。

次に、283ページ、こちらの第6項、第1目、特定入所者介護サービス費、こちらは施設入所者への食費、居住費の補足的給付として、前年度比551万1千円増の3,251万1千円を計上、第3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として10万円を計上しております。

次に、第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防・日常生活支援総合事業費、第1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、制度改正によりまして、介護予防サービスであった訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行しましたことから、新たな科目として1,680万9千円を計上しています。主な内容としましては、284ページの13節、委託料のサービス計画作成業務に71万2千円、運動指導等業務に100万円、19節、負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費では、介護予防に係る訪問介護・通所介護事業に1,502万8千円を計上しています。

また、289ページをご覧くださいよろしいでしょうか。こちらの3段目、介護予防事業費、こちらの科目が予算がなくっておりますが、今説明した3款、1項、1目の方に個別介護予防事業分を移行しております。

続いて、第2目、一般介護予防事業費につきましては、住民が主体的に実施する活動の普及推進や身近な地域での介護予防事業の実施を目的に、これも新たな科目として、115万9千円を計上しております。その主な内容としましては、286ページになりますが、13節、委託料の老人クラブや自治会等での運動指導等業務に93万5千円を計上しております。

また、先ほどの289ページ、こちらの3段目の介護予防事業費からも一部移行しております。

次に、285ページ、こちらの第2項、包括的支援事業・任意事業費、第1目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や、生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適

切な保健・医療・福祉サービスなどにつながる支援を行うための経費としまして、前年度比1,120万6千円の増1,125万7千円を計上しております。その増額の内容は、制度改正により地域支援事業の業務量が増加するため臨時介護支援専門員の雇用に、286ページの共済費、こちらで35万9千円、賃金234万3千円、また、一般会計繰出金に地域包括支援センター職員の人件費分として、850万2千円を計上しています。

また、287ページ下段の介護予防ケアマネジメント事業費、こちらも今年度ゼロ円となっておりますが、こちらから人件費分の繰出金を移行しております。

次の、285ページの第2項ですね、権利擁護事業費につきましては、高齢者に対する虐待の早期発見、防止など、権利擁護の支援を行う経費ですが、管内での研修参加旅費として2千円を計上しております。

第3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医・ケアマネジャー・地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費として前年度比31万2千円増の41万3千円を計上しておりますが、増額の要因としましては、こちらも286ページの地域包括支援センター職員の介護支援専門員の更新2名分に係る9節、旅費、18万9千円と19節、負担金、補助及び交付金の会議等負担金9万9千円です。

第4目、地域包括支援センター運営費につきましては、介護サービス事業者のネットワーク化など支援システムを構築する取り組みや地域包括支援センターの運営協議会に要する経費としまして、制度改正による新たな科目に83万6千円を計上しています。主な内容としましては、地域包括支援センターシステムに係る経費を一般会計から移行させまして、286ページの11節、需用費の消耗品費にソフトの購入経費を含め37万6千円、13節、委託料のうち、288ページになりますけれども、地域包括支援センターシステム保守業務として13万1千円、また、臨時介護支援専門員配置のためのパソコンを18節、備品購入費の事務用備品に13万円を計上しております。

また、先ほど来説明していますように、289ページ2段目、こちらの運営協議会費をこの科目に移行してきております。

287ページになります。こちらの第5目、生活支援体制整備事業費につきましては、制度改正によりまして、生活支援・介護予防サービスの体制整備に係る協議体や生活支援コーディネーターの経費を新たに新設するもので35万2千円を計上しております。平成29年度につきましては、主に288ページの協議体での講演会に係る経費として、8節、報償費、講師謝礼に10万円、13節、委託料、講演業務に20万円を計上しています。

第6目、認知症総合支援事業費につきましては、これも新たな科目となっておりますが、認知症初期集中支援推進事業に係る経費としまして82万2千円を計上しています。主な内容としましては、東京での認知症初期集中支援チーム員研修と認知症地域支援推進員研修に係る旅費として、288ページの9節、旅費、27万9千円と、北見赤十字病院への委託料として、13節、委託料、認知症初期集中支援チーム業務に46万円を計上しています。

第7目、任意事業費は、3年計画の最終年になりますが、認知症サポーター養成講座の「ささえあいプロジェクト」に係る経費と、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用に係る経費、また家族介護用品購入費に対する助成費用として、昨年同額の115万7千円

を計上しております。

また、先ほど説明しましたように、287ページの一番下、最下段にありますけれども、介護予防ケアマネジメント事業費は、今年度は予算がありませんので、この科目はなくなることになります。

次に、289ページ、第5款、公債費、第1項、第1目の一時借入金利子は、資金繰りのための一時借入金利子7万4千円を計上しております。

次に、291ページの第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者保険料の過誤納還付金として10万円を計上しております。

以上、平成29年度介護保険特別会計予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第11号 平成29年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） それでは、各会計予算書の294ページをお開き願います。

議案第11号 平成29年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

下水道会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入ですが、農業集落排水事業および個別排水処理施設整備事業に係る分担金、使用料を計上。使用料は本年度使用者の見込みも含めて計上しております。

繰入金は、歳入歳出の差し引き不足額に係る一般会計繰入金を計上しております。

町債は、個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

また、歳出であります。農業集落排水事業については、農業集落排水施設最適構想策定業務のほか、道道の改良工事に伴う下水道管移設工事および施設の維持管理経費を計上しております。また個別排水処理施設整備事業については、合併浄化槽の設置に要する工事費および施設の維持管理経費を計上しており、このほか事務費、起債の元利償還金について、それぞれ所要額を計上しております。

この資料の42ページと43ページに下水道事業特別会計の概要を、44ページには投資的事業の内訳を、49ページには施設整備箇所図をそれぞれ掲載しておりますが、内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書294ページに戻りまして、予算の内容を説明させていただきます。

まず、第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,650万円と定めるものであります。

また、2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は295ページからあります第1表 歳入歳出予算によることを規定しておりますが、これについては後ほどご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては、300ページ以降の事項別明細書でご説明させていただきます。

第2条では、地方債につきまして第2表 地方債によることを規定しておりますが、その内容は後ほど説明させていただきます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

次に、299ページをお開き願います。

第2表の地方債であります。個別排水処理施設整備事業の限度額を1,330万円とし、証書借入で年利5.0%以内、償還の方法は記載のとおり定めようとするものであります。

次に、300ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的なものについて説明させていただきます。

300ページと301ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これは後ほどご覧いただくことといたしまして、302ページ、歳入から説明させていただきます。議員の皆さまには各科目の説明欄を見ていただきたいと思います。

まず、1款、1項、1目、農業集落排水事業分担金につきましては、平成29年度新規賦課分として5戸を予定し25万円を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、1戸当りの分担金を50万円とし、5戸の新規整備を予定していることから、前年同額の250万円を計上しております。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水施設使用料につきましては、前年使用料の実績を勘案し、前年と比較いたしまして、31万3千円増の5,283万6千円を計上しております。

2目の個別排水処理施設使用料につきましては、今年度新規設置数などを見込みまして、前年と比較いたしまして41万2千円増の1,484万9千円を計上しております。

次に、3款、1項、1目、国庫補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金事業により、農業集落排水施設最適整備構想策定業務費500万円を計上しております。なお、この業務費につきましては、全額国費で補助されます。

次の304ページ、4款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源と特定財源を差し引きまして、その不足額を一般会計から繰り入れするものであり、前年と比較しまして246万1千円増の9,341万5千円を計上しております。

6款、3項、1目、雑入につきましては、前年と比較しまして248万6千円減の432万3千円を計上しており、移設補償費につきましては、道道北見置戸線交通安全工事、これは若富工区ですけれども、これに伴います支障物件移設補償費といたしまして405万2千円、雑入には、訓子府農業集落排水管理センターでの縦軸ばっ気装置の実証実験で使用する電気料相当額として27万1千円を計上しております。

次に、7款、1項、1目の個別排水処理施設整備事業債につきましては、前年同額の1,330万円の計上ですが、新設5基分の個別排水処理施設整備事業に伴う、起債対象額の100%充当を見込みまして、下水道債で870万円、過疎債で460万円を計上しております。

次に、306ページからの歳出について説明させていただきますが、歳入と同じく各科

目説明欄をご覧いただきたいと思ひます。

1 款、1 項、1 目の一般管理費につきまは、前年と比較しまはして9 4 万 8 千円増の2 7 5 万 2 千円を計上しておひます。

1 節の報酬は、上下水道事業経営審議会委員に対する報酬を年 2 回の開催分といたしまはして3 万 6 千円を計上。9 節の旅費につきまは、全道の担当者会議が道北地区での開催により前年と比較いたしまはして1 万 1 千円増の1 2 万 1 千円を計上。

1 1 節の需用費から1 9 節の負担金、補助及び交付金までは前年同額の計上となります。

2 7 節の公課費は、消費税の納付金で、前年は還付となりましたが平成 2 8 年度の決算の状況から今年度は納付となることから9 4 万 1 千円を計上しておひます。

また 2 8 節の繰出金は、水道事業会計への繰出金でありまはして、下水道使用料の賦課徴収事務の委託費として1 6 3 万 1 千円を計上しておひます。

1 款、2 項、1 目、農業集落排水管理費につきまは、前年と比較して1 2 7 万 2 千円減の5、5 5 4 万 7 千円を計上しておひますが、1 1 節の需用費から1 4 節の使用料及び賃借料までにつきまはして、訓子府処理施設、末広処理施設、日出処理施設の管理経費を計上しておひます。

1 1 節の需用費では、施設の消耗品、機器修繕料、光熱水費として前年比 6 3 万 6 千円減の1、7 5 2 万 7 千円を計上、その内、光熱水費につきまはして、前年の実績を踏まえまはして6 0 万円減の1、1 9 2 万円を計上しておひます。

1 2 節の役務費では、通信運搬費、手数料、保険料を合わせまはして前年比 5 千円減の3 5 6 万 5 千円を計上しておひます。

1 3 節、委託料では、消防設備、施設維持管理、電気保安管理の各業務費を合せ、前年比 5 9 万 4 千円減の3、1 3 5 万 6 千円を計上。

1 4 節、使用料及び賃借料は、テレビ受信料や重機、汚泥等の運搬車両の借上料といたしまはして前年比 3 万 1 千円増の1 8 6 万 8 千円を計上しておひます。

1 5 節の工事請負費 1 0 0 万円につきまはしては、住宅等新築に伴う公共汚水柵新設工事として 2 か所分を計上しておひます。

1 6 節、原材料費は、管路維持用原材料といたしまはして 2 1 万円を計上しておひます。

次に、3 0 8 ページ、2 目の個別排水管理費につきまはしては、前年と比較して1 6 8 万 1 千円増の1、7 1 6 万 4 千円を計上しておひます。

1 1 節、需用費は、合併浄化槽消耗品および付帯設備部品の交換や放水路の修繕費用として前年比 1 5 万 2 千円増の 5 0 万 3 千円を計上しておひます。

1 2 節、役務費は、合併浄化槽の法定検査手数料として、検査基数が増えたことに伴いまして、前年比 4 万 1 千円増の 1 8 8 万 8 千円を計上。

1 3 節の委託料は、浄化槽保守点検業務で、浄化槽点検基数の増加と点検単価の見直しに伴いまして、前年比 9 4 万 7 千円増の 1、3 9 7 万 1 千円を計上しておひます。

1 6 節、原材料費は、浄化槽維持用原材料として、一般維持原材料のほか、劣化が進んでおひます合併浄化槽点検蓋更新のため前年比 5 4 万 1 千円増の 8 0 万 1 千円を計上しておひます。

次に、2 款、1 項、下水道事業費、1 目の農業集落排水事業費につきまはしては、前年と比較しまはして、1 6 8 万 7 千円減の 1、5 5 8 万 4 千円を計上しておひます。

13節の委託料では、昨年度実施しました農業集落排水処理施設の機能診断で判明いたしました劣化等の対策を検討し、施設の長寿命化を図るための最適整備構想を策定するために、農業集落排水施設最適整備構想策定業務費500万円を計上しております。この業務費は収入でも説明いたしましたが、全額国費で補助されることとなります。

15節の工事請負費では、道道北見置戸線交通安全工事（若富工区）におきまして支障となる下水道管等の移設工事費といたしまして1,058万4千円を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年と比較しまして61万円増の1,900万1千円を計上しております。

11節の需用費は、消耗品、公用車の維持管理費用といたしまして前年比14万6千円減の14万1千円を計上。

12節の役務費は、車検整備手数料、自動車損害保険料を合わせまして前年同額の5万8千円を計上しております。

13節、委託料は、合併浄化槽新設5基分の実施測量設計業務といたしまして100万円を計上しております。人件費、資材等の値上がり等によりまして、前年と比較し3万円増額計上しております。

15節の工事請負費につきましても、本年度5基分の設置工事分といたしまして1,779万3千円を計上、委託料と同様、人件費、資材等の値上がり等により前年と比較しまして72万6千円増額計上しております。

次に、310ページ、3款、1項、公債費、1目の元金につきましては、下水道事業を開始した昭和63年度から昨年の平成28年度までの借入残額6億1,277万4千円に対する長期債償還元金といたしまして、前年と比較しまして119万4千円増の6,415万9千円を計上しております。

2目の利子につきましては、長期債償還利子として前年と比較して177万4千円減の1,196万9千円を計上しております。

また、一時借入金利子は、借入限度額を1億円、借入利率1.5%、借入期間を30日間といたしまして、それに伴います利子12万4千円を計上しております。

次に、312ページ、これにつきましては、地方債の調書でありまして、平成29年度末における元金残高は、表の右下に記載のとおり5億6,191万5千円となる見込みであります。

次の313ページは、特別職の経営審議会委員の給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、平成29年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第12号 平成29年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書314ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） それでは、各会計予算書314ページをお開きください。

議案第12号 平成29年度訓子府町水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料45ページをお開きください。

水道事業会計の投資的事業についての概要を記載しております。また、50ページと51ページにはその整備箇所について図示しておりますが、後ほどご覧いただくこととし、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書314ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

第1条で、平成29年度訓子府町水道事業会計の予算は、次に定めるものとし、第2条で、業務の予定量を定めておりますが、給水件数につきましては、前年の最大件数2,087件に新年度分を見込みまして、2,105件とし、年間総給水量は、63万3千立方メートル、1日平均給水量は、1,734立方メートルとしております。

主要な建設改良事業につきましては、道道北見置戸線支障物件移設事業、総事業費は1,512万円、南7線道路改良支障物件移設事業、総事業費2,784万円、老朽管更新事業、総事業費2,214万円の予算計上であります。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款、水道事業収益で、第1項、営業収益、第2項、営業外収益を合わせまして1億6,881万6千円の計上であります。

支出につきましては、第1款、水道事業費で、第1項の営業費用、第2項の営業外費用、第3項の予備費を合わせまして1億5,731万4千円の計上であります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず収入であります。第1款、資本的収入で、第1項、企業債から第4項、出資金までを合わせまして8,014万1千円を計上しております。

支出につきましては、第1款、資本的支出で、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金を合わせまして1億855万7千円の計上であります。

なお、収入額が支出額に対して不足する2,841万6千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、3条の収益的収支および4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど318ページ以降の実施計画説明書で説明させていただきます。

次に、315ページ、第5条の企業債につきましては、表に記載のとおり、各事業ごとの起債の限度額の合計を4,410万円とし、証書借入で年利5%以内、償還方法は記載のとおり定めようとするものでございます。

第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年と同額の計上であります。

第7条につきましては、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費3,325万8千円と定めるものでございます。

次の第8条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を2,077万2千円と定めるものでございます。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を457万5千円と定めるものでございます。

次に、316ページと317ページにつきましては、収益的収支と資本的収支の款項別の予算額を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただくこととし、318ページ以降の平成29年度 訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書について説明をさせて

いただきますが、これは一般会計の事項別明細書に当たるものでございます。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入であります。1款、水道事業収益につきましては、特別利益として過去に収益化できなかった長期前受金戻入が完了したことから、前年と比較しまして799万2千円減の総額で1億6,881万6千円の計上となります。

1項の営業収益では、前年と比較しまして71万6千円減の1億5,172万7千円の計上であり、その内訳につきましては、1目、給水収益の水道料金では過去3年間の使用水量を勘案した結果、前年と比較しまして71万2千円減の1億4,977万6千円を計上しております。

2目、その他営業収益は、前年と比較しまして4千円減の195万1千円の計上で、手数料については、前年同額の22万円、負担金につきましては、下水道会計負担金で検針件数の減少などによりまして4千円減の173万1千円を計上しております。

次に、2項、営業外収益は、前年と比較しまして102万1千円減の1,708万9千円を計上し、その内訳といたしまして、1目、受取利息につきましては、定期預金、普通預金の預金利息で6万9千円を計上しております。

2目、他会計補助金459万9千円の計上につきましては、一般会計からの過去に行いました事業の起債償還利息に対する補助金417万9千円と繰り出し基準に基づき児童手当負担金分42万円を計上しております。

3目、長期前受金戻入につきましては、前年と比較しまして57万6千円減の1,241万8千円を計上しておりますが、この科目は平成26年度より新設されたもので、補助金、補償金、負担金、受贈財産をもって取得または改良した償却資産の補助金等をその償却資産の減価償却に合わせて収益化するものとなっております。

内訳といたしまして、補助金として他会計補助金、国庫補助金、道補助金を合わせまして886万6千円、工事負担金といたしまして5万9千円、受贈財産評価額といたしまして349万3千円となります。

次に319ページ、収益的支出であります。1款の水道事業費につきましては、前年と比較しまして145万円減の総額1億5,731万4千円の計上であります。

1項の営業費用では、前年と比較しまして65万2千円減の1億4,283万5千円の計上であり、その内訳につきましては、1目、原水及び浄水費では、前年と比較し1,142万円減の2,082万4千円の計上ですが、賃金から光熱水費までは通常の維持管理経費を計上しております。

委託料では、昨年実施しました大谷水源水利権変更申請委託業務が終了したことから、前年と比較しまして899万8千円減となり、通常維持管理分の127万1千円を計上しております。

手数料では、水質検査手数料の検査料の単価上昇により、前年と比較しまして82万8千円増の304万5千円を計上しております。

修繕費では、新たに若富水源無停電電源装置取替で26万5千円、開盛浄水場無停電電源装置、これはバッテリー交換で15万円、昨年大雨で崩れました大谷浄水場の法面崩壊の復旧で135万4千円、開盛浄水場の敷地整地で164万2千円を計上し、機械施設等の修繕を合わせまして、前年と比較し300万6千円減の541万1千円を計上しております。

動力費 652万6千円は、各施設の機器運転のための動力電気料を計上しておりますが、前年の電気料実績に基づきまして、前年と比較し32万9千円減額となっております。

薬品費につきましては、毎日検査用の試薬単価の上昇によりまして、3万2千円増の97万円を計上。

負担金の鹿ノ子ダム維持管理負担金につきましては、鹿ノ子ダムの維持管理費の増額に伴いまして、前年より7万4千円増の119万3千円を計上しております。

次の、2目、配水及び給水費につきましては、前年と比較しまして216万2千円減の1,868万3千円の計上であります。賃金から委託料までは通常の維持管理費を計上しております。

賃借料では、大谷浄水場、常盤配水池の管理道路及び民有地内支障弁類の用地借上料といたしまして24万円と重機借上料68万3千円を計上しております。

修繕費では、検満メーター設備整備費で検満メーターの取り替え個数が減ったことによりまして、前年と比較しまして116万9千円減の348万5千円を計上。

施設機械等修繕につきましては、通常の機械等修繕として300万円と常盤送水ポンプ場の無停電装置バッテリー交換に15万1千円、合わせまして315万1千円を計上しております。消防施設等修繕は前年同額の10万円の計上でございます。

動力費では、各施設の機器運転のための動力電気料として、前年電気料の実績に基づきまして、前年と比較し24万7千円減の391万7千円を計上しております。

材料費では、前年と比較しまして85万2千円減の580万6千円の計上ですが、減額の主な要因といたしましては、検満メーター分の購入数量が減ったことによるものとなっております。

次に、320ページ、3目、総係費につきましては、前年と比較しまして1,100万6千円増の6,275万3千円の計上ですが、報酬では、上下水道事業経営審議会を年2回の開催分として3万6千円を計上。

給料1,746万円、手当778万2千円、法定福利費528万4千円につきましては、昨年の人事異動後の職員の4人分を計上しており、前年と比較しまして199万8千円増加しております。

賞与引当金繰入額269万6千円、これは平成26年度に新設された科目でありまして、平成30年6月の賞与および法定福利費の内、平成29年12月から平成30年3月分までに該当する金額を賞与引当金に振り替えして、平成30年6月の賞与支払時に取り崩して使用するものでございます。

旅費につきましては、札幌市で開催される北海道地方支部災害時相互応援訓練、これに参加を予定しておりまして、前年と比較し1万6千円増の13万4千円を計上しております。

備用品費では、公用車の夏タイヤの購入のため、前年と比較しまして14万円増の34万円を計上。

印刷製本費では、納付書、検針票、一般帳票の印刷費で、印刷単価が安価となったことから、前年と比較しまして1万2千円減の51万1千円を計上しております。

通信運搬費では、各施設等の電話やテレメーターの専用回線使用の電話料が215万3千円、郵便料が20万8千円で、前年の実績に基づき前年と比較しまして1万3千円減の

236万1千円を計上しております。

委託料では、新たにその他業務委託に昨年実施しました開盛井戸新設に伴いまして、水道事業変更認可業務委託が必要となったことから、この費用といたしまして1,382万4千円を計上しております。通常の管理等の業務委託と合わせまして、総額で前年と比較しまして853万1千円増の2,459万7千円を計上しております。

手数料では、水道料金の口座振替手数料他合わせまして、前年と比較し1万円減の61万円を計上。

修繕費では、公用車の車検整備のために7万9千円増の40万3千円を計上。

負担金では、日本水道協会の負担金と無線電波利用負担金を合わせまして、前年同額の9万1千円を計上しております。

保険料では、公用車の車検のため、自賠責保険分が増額になっているのと、火災保険料率の減少による減額分を合わせまして、前年と比較し3千円減の22万4千円を計上しております。

貸倒引当金繰入額2千円は、これも平成26年度に新設された科目でありまして、債権の回収不能が発生することを想定し、引当金に繰り入れるため計上するものでございます。

公課費は、公用車の車検整備に伴う車両重量税として5万7千円を計上しております。

次に、321ページ、4目の減価償却費であります。説明欄の建物から鹿ノ子ダム使用权までの総額3,919万5千円が本年度の償却分であります。また5目の資産減耗費につきましても、除却対象分の構築物、機械および装置、メーター器・メーターボックス等の工具器具および備品の総額138万円の計上ですが、いずれも現金の支出の伴わない企業会計特有の予算計上となっております。

次に、2項、営業外費用では、前年と比較しまして79万8千円減の1,417万9千円の計上であり、その内訳につきましては、1目の支払利息では、企業債利息は前年と比較しまして99万6千円減の1,134万円を計上し、一時借入金利息は借入限度額を1億円、利率を1.5%、借入期間を45日と定めまして、それに伴う利息18万5千円を計上しております。

2目の消費税及び地方消費税は、前年と比較しまして19万8千円増の245万4千円の計上であります。

次に、322ページ、資本的収入及び支出の資本的収入であります。1款、資本的収入につきましても、前年と比較しまして11万4千円増の総額8,014万1千円を計上でしております。

1項、1目の建設改良費等に充てるための企業債4,410万円につきましては、説明欄に記載のとおり平成29年度実施予定の各事業の起債借入額を計上しておりまして、315ページにある第5条の起債限度額と同額となっております。

2項、1目の他会計補助金1,617万3千円につきましては、過去に実施しました事業の起債償還元金に対する一般会計からの補助金を計上しております。

3項、1目、補償金につきましては、前年と比較し452万7千円減の479万1千円の計上であり、南7線道路改良支障物件移設事業で97万3千円、道道北見置戸線支障物件移設事業で381万8千円の計上となっております。

4項、1目、出資金につきましては、前年と比較しまして119万3千円増の1,50

7万7千円の計上であり、平成29年度実施の事業に対して、地方公営企業繰出し基準により、水道管の耐震化事業に対し一般会計からの出資金として受けるものであり、各事業に対する出資金につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

次に、323ページ、資本的支出、1款、資本的支出につきましては、前年と比較しまして912万6千円減の総額1億855万7千円の計上であります。

1項、1目の施設改良費につきましては、前年と比較しまして24万5千円増の6,510万円の計上であり、若富工区配水管移設工事では、道道北見置戸線の工事による配水管280mの移設に1,512万円、南7線支障物件移設工事では、柏丘の道営の農道整備事業による配水管1,070mの移設に2,784万円、西1丁目線老朽管更新工事では、仲町の旧役場庁舎東側の道路の老朽管70mの更新に226万8千円、西16号線老朽管更新工事では、日出の西16号線および南8線の老朽管1,150mの更新に1,987万2千円を計上しております。

2目の固定資産購入費につきましては、量水器設備費といたしまして、新設のメーター器31台の購入代金58万3千円を計上しております。

次の2項、1目、企業債償還金につきましては、前年と比較しまして93万8千円増の4,287万4千円を計上しております。

次に、324ページ、平成29年度 訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、これにつきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書であり、表中のⅠからⅢまでは活動ごとの現金の流れを示しまして、Ⅳの資金増加額1,162万7千円は、平成29年度中を通じた現金の流れで、最終的に資金増加額として残る予定の金額となっております。Ⅴの資金期首残高4億856万5千円は、平成28年度末の資金残高であり、Ⅵの資金期末残高4億2,019万2千円は、資金増加額と期首残高の合計額で、平成29年度末の予定残高となります。

325ページと326ページ、これにつきましては、給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

次に、327ページから332ページ、これにつきましては、平成29年度予定貸借対照表および平成28年度予定貸借対照表を掲載しております。この表につきましても予算の計上や執行に直接は関係しませんので、説明は省略させていただきます。

なお、329ページ中段の方に担保提供資産に関する事項、固定資産減価償却の方法、引当金の計上方法、企業債償還に係る他会計の負担、消費税等の会計処理に関する記載があります。これについては、後ほどご覧いただくことといたしまして、説明は省略させていただきます。

また、333ページ、これにつきましては、平成28年度末時点における収益的収支の決算見込みから、税抜きをした予定損益計算書であります。後ほどご覧いただくことといたしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成29年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第13号、議案第17号、議案第7号から議案第12号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで午後 3 時 4 0 分まで休憩といたします。

休憩 午後 3 時 3 1 分

再開 午後 3 時 4 0 分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 9 号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第 1 9、議案第 1 4 号、日程第 2 0、議案第 1 5 号、日程第 2 1、議案第 1 6 号、日程第 2 2、議案第 1 9 号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 1 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書 9 3 ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の 9 3 ページをご覧ください。

議案第 1 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

本町の給与制度、勤務条件等につきましては、国家公務員の制度に準じて定めております。

今回の改正は、昨年 1 1 月に国家公務員に適用されます「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」が改正となり、新たに介護時間が創設されまして、これに伴い勤勉手当の算定に関して規定しております人事院規則が改正されたことを受け、これに準じて町職員の給与に関する条例も改正しようとするものでございます。

改正文は記以下にございますが、9 4 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

新たに設けられました介護時間というのは、従来の介護休暇とは異なり、連続する 3 年の期間内において一日の勤務時間のうち 2 時間を超えない時間について認められる休暇でございます。

この介護時間は、勤務していないということで無給扱いとなりまして、勤勉手当の算定期間からも除かれることとなります。併せて、この取り扱いと均衡を図るため、育児時間についても同じ取り扱いとする改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧くださいますと、第 1 6 条の 3 第 2 項、この条項は、勤勉手当の期間計算から除算する期間を規定しておりますが、第 4 号では、育児休業のうち部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間について、現行では「9 0 日を超える場合には、その勤務しなかった期間」を除くこととしておりましたが、介護時間と均衡を図り、改正案にありますように「3 0 日を超える場合」に改正。

改正案の第 6 号では、新たに創設されました介護時間について規定を設けるもので「3 0 日を超える場合にはその勤務しなかった全期間を除く」旨を規定。

改正案の第 7 号も新たに規定を設けるものでございますが、育児休業期間が 1 か月を超

える場合も全期間除くことを規定するものでございます。

なお、第7号では、30日と日数ではなく、1か月という表現となっておりますが、これは、育児休業期間は土日を含めての期間計算となることから、こういう表現となっております。

以上、議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第15号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書95ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の95ページをご覧ください。

議案第15号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、議案の一番下の説明にありますように、「地方公務員の育児休業等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の規定を整備しようとするものでございます。

また、改正内容は、国家公務員につきましても国家公務員の育児休業等に関する法律および人事院規則が改正されていますので、これに準じて改正するものでございます。

改正のポイントとしましては、1点目として、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しで、特別養子縁組の監護期間中の子および養子縁組里親または養育里親に委託されている子が加わったこととございます。

2点目としまして、介護休暇の分割取得が可能となったこと。

3点目として、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる「介護時間」が新たに設けられたこと。

以上の3点でございます。

これらの改正趣旨としましては、少子高齢化の進展に伴い、育児や介護と仕事の両立支援のため、民間労働法制の見直しに合わせて、公務においても働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めようとするものでございます。

改正文につきましては、96ページから99ページにかけてございますが、改正条例は、2条で構成しておりまして、第1条では「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」、第2条では「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」を行うこととしています。

なお、改正内容には法律の引用文が多いため、100ページからの新旧対照表により改正の概要を説明させていただきます。

それでは、まず100ページをご覧くださいと思います。

第1条の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございませぬ。

現行の第2条の2を第2条の3とし、第2条の2に新たに規定を加えるものでございます。

改正案の第2条の2では、地方公務員の育児休業等に関する法律、以下、育休法と申し上げますが、育休法の第2条では、育児休業することができる者として、実子を養育する者のほか、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者で、現に監護している者、養子縁組里親、そしてこれらに準ずる者として条例で定める者と規定しております。

この条例で定める者として、人事院規則に準じて「養育里親」を規定するものでございます。

次に、中段にあります第3条でございますが、次の101ページまでまたがっております。

育休法第2条第1項ただし書きでは、「既に育児休業したことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き承認しない」旨規定されており、第3条の1号から5号まで特別の事情を定めておりますが、このうち第1号を改正するものでございます。

通常、育児休業をしている職員がその該当する子以外の子に係る育児休業の承認を受けようとするときには前の育児休業は取り消されることとなりますが、今回、特別養子縁組を請求した監護中の者や里親も対象となり、それらの子の育児休業中、養子縁組が不成立または里親としての委託が解除された場合、前の育児休業に係る子について、再度育児休業の承認ができることを加えることとなり、改正するものでございます。

なお、改正内容を明確にするため、現行の第1号を2つの号に分け、これに伴い2号から5号まで条送りするものでございます。

次に、101ページ中段の第10条でございます。

育休法第10条で育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しないときは、条例で定める特別な事情がある場合を除き承認できないと規定されておまして、条例第10条の1号から6号まで特別な事情を規定しておりますが、先ほど改正後の第3条1号、2号と同様のケースの場合は、1年以内であっても承認できる旨改正するものでございます。なお、これに伴い現行の2号から6号までを条送りするものでございます。

次に、102ページの第17条第2項でございます。

部分休業の承認の方法でございますが、現行では、労働基準法の規定に基づく育児時間を承認されている職員の部分休業の承認については、育児時間を減じた時間を超えない範囲と定めておりますが、この後出てきます介護時間の承認を受けている職員については、介護時間も減ずることとなる旨、改正するものでございます。

次に、103ページをご覧ください。

第2条「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の新旧対照表がございました。

第9条は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しております。

まず、第9条の第1項では、深夜勤務の禁止等について規定しており、このたび、育休法改正で特別養子縁組を請求した監護中の者、里親として委託を受けている者も育児休業の対象となりましたので、それらの規定を加える改正でございます。

次に、下の方ですけれども、104ページにかけて、第9条第4項について載っております。

ますが、第1項の深夜勤務の禁止、それから、ここに条文は載せておりませんが、第2項の時間外勤務の禁止、第3項の時間外勤務時数の制限については、要介護者を介護する職員について準用することとなっておりますが、前3項の条文に育児を行う者の養育の規定があり、これらは要介護者の介護などと読み替えが必要なため改正するものでございます。読み替え規定の改正ということでご理解いただきたいと思ひます。

次に、104ページの下の方の第12条では、休暇の種類を規定しており、新たに介護時間の制度が設けられましたので、これを加えるため改正するものでございます。

次に、105ページにかけて介護休暇を定めた第16条がござひます。

これまで連続する6か月の期間内で必要と認められる期間となっておりますけれども、改正後は3回を超えず、通算して6か月を超えない範囲内で認められることになりましたので、第1項と第2項を改正するものでござひます。

また、105ページの第3項では、介護休暇で勤務しない時間についての給与額の減額に関して算定方法を規定していますが、国家公務員の取扱いに準じて算定方法を改正するものでござひます。

次に、介護時間という制度が新たに設けられることとなりまして、第16条の2を加えることとしました。

第1項では、介護時間は、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが認められる休暇である旨規定しております。第2項では、1日につき2時間を超えない範囲内で認められる旨、第3項では、勤務しない時間は給与額が減額されることとその算定方法が規定されております。

第17条では、介護時間が設けられたことに伴い、見出しと条文にそれぞれ加えるものであります。

98ページをご覧いただきたいと思ひます。

下の方に、附則が載っています。

1項では、平成29年4月1日から施行する旨を規定。

2項では、既に介護休暇の承認を受けた職員の経過措置を規定しております。

以上、議案第15号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思ひます。

これにご異議ござひませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

次に、議案第16号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書106ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の106ページをご覧いただきたいと思ひます。

議案第16号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町個人情報保護条例（平成15年条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法と申し上げますが、番号利用法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

番号利用法では、条例で定める独自利用事務に関しては、利用範囲についての規定はありましたが、情報提供等の記録など情報連携に関する規定がありませんでしたので法の改正で規定整備されました。

これを受け、訓子府町個人情報保護条例の関連規定を改正するというのが、今回の改正の内容でございます。

改正文は、記以下にございますが、107ページの新旧対照表で改正の概要を説明いたします。

まず、第2条第3号では、情報提供等記録の定義を規定しています。

これまで法定の特定個人情報に限定していましたが、条例で定める独自利用事務関係情報を加えることとしました。

その下の第27条第2項は個人情報の訂正決定に基づく情報提供記録の訂正実施をした場合の情報連携について規定しています。

今回、法定の特定個人情報に条例で定める独自利用事務関係情報の連携先を加えることとしました。

次に、108ページにかけての第28条は、自己に関する個人情報の利用停止請求権を規定しています。

108ページの条文の中段あたりにアンダーラインを引いた条番号がありますが、番号利用法の改正により、改正前の第28条が第29条に繰り下がったため、改正するものでございます。

ちなみに、この第29条は、特定個人情報ファイルの作成の制限を規定しており、事務従事者は、必要な時以外に特定個人情報ファイルを作成してはならない旨規定しています。

106ページに戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思いますが、改正後の番号利用法の施行日が平成29年5月30日となっていますので、これに合わせて同日を施行日としております。

以上、議案第16号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第19号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書113ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書113ページをご覧ください。

議案第19号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）を次のとおり変更することについて、議会の同意を求めるものでございます。

今回の規約変更は、下の説明にありますように、オホーツク町村公平委員会の共同設置地方公共団体長を清里町長から大空町長に変更すること、ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）が一部改正されたことに伴う変更でございます。

変更文が記以下にあります、次の114ページに新旧対照表がございますのでご覧いただきたいと思ひます。

第3条では、公平委員の選任について規定しておりますが、選任を行う共同設置団体長を清里町長から大空町長に変更。

なお、この共同設置団体長につきましては、7年を目途に調整することとなっており、現在の清里町長は、平成22年4月1日から務められております。

第5条では、証人喚問等の際の費用弁償を規定しておりますが、証人喚問等の根拠法であります地方公務員法が改正され、これまでの第8条第5項の規定が第8条第6項に繰り下がったことに伴う改正でございます。

113ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思ひますが、この規約は、平成29年4月1日から施行する旨規定しております。

以上、議案第19号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第19号、各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

明日も午前9時30分から開会いたしますのでご参集よろしくお願ひいたします。

散会 午後 4時 2分